

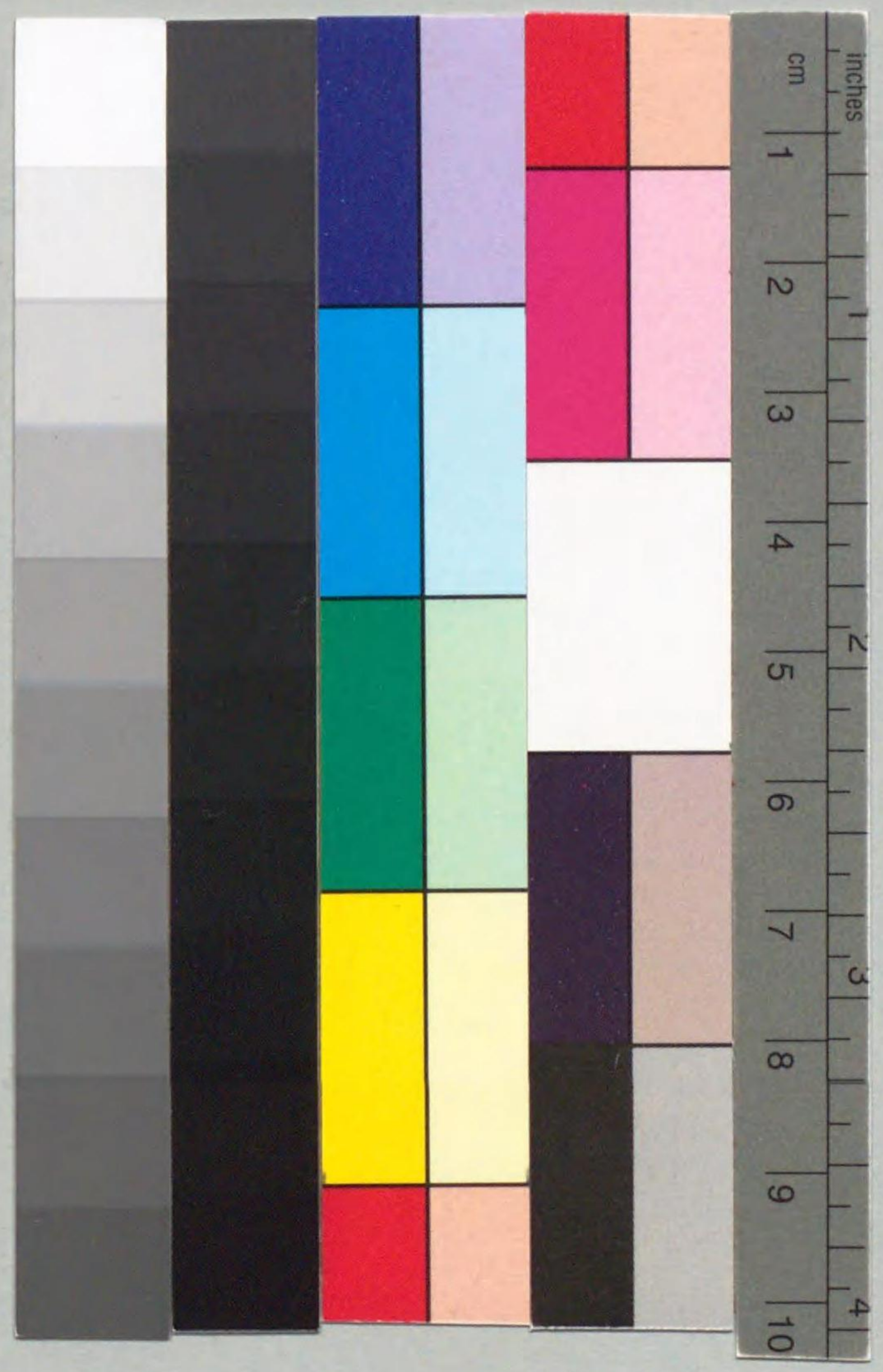
訂正  
禁秘抄  
講義

中



W365  
4

貴族院  
函  
号  
册





貴族院  
函  
号  
冊

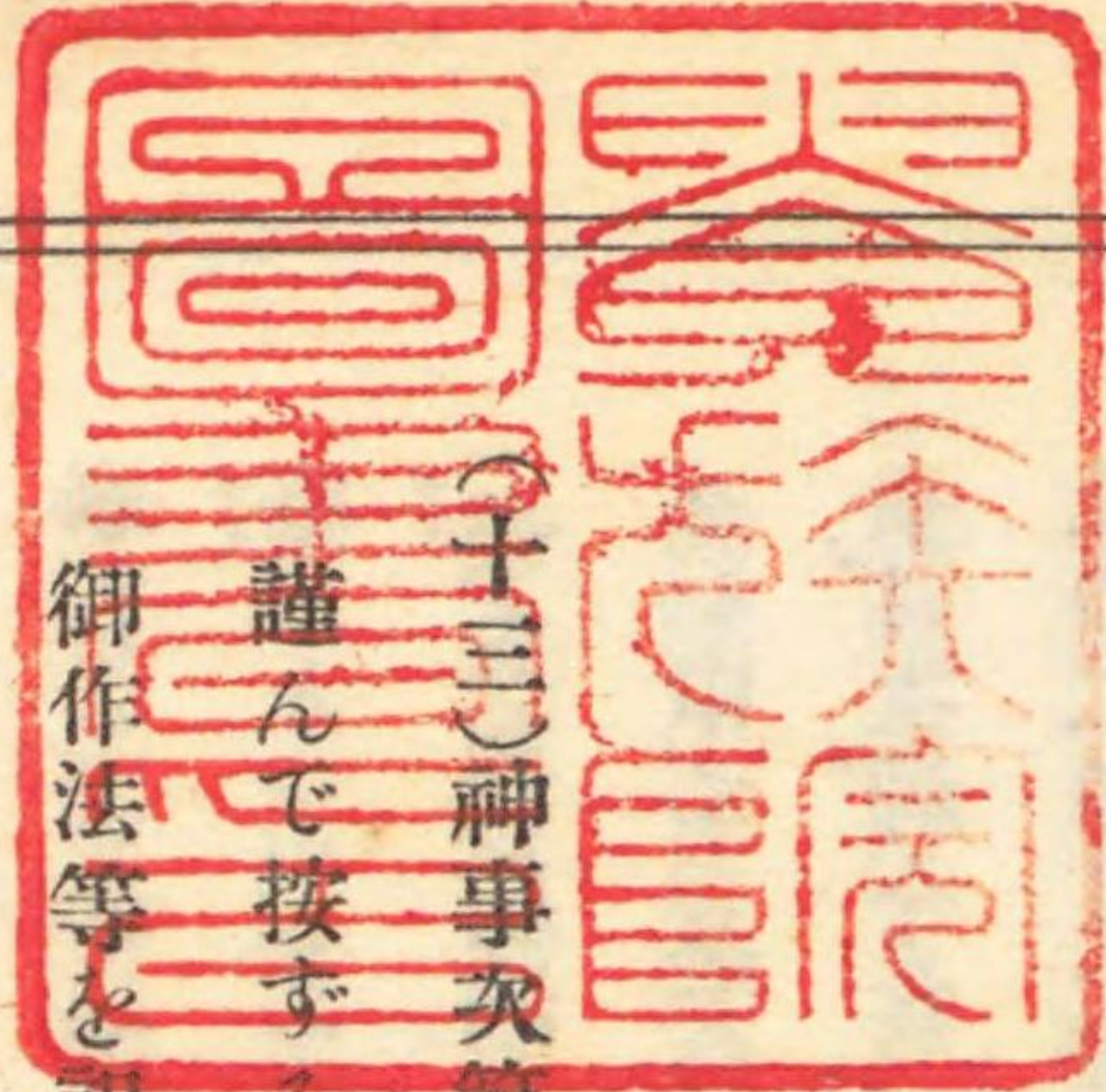
W-365  
4



45. 6. 13  
831075

禁秘抄講義中

關根正直謹述



十三神事次第  
謹んで授ずるに此の段は神祭に付きて、主上の御潔齋あらせらるゝ事、其の外の御作法等を記させ給へるなり。

二月四日、祈年祭、前後齋白河院ノ仰也、他ノ、説ニ自ニトス一日ニ不用レ之、

「祈年祭」は豊年をもとむる祭典なり。神祇令義解に謂「欲歳災不作時令順度と見えたり。公事根源に、「是れは太神宮以下三千一百三十二座の神を祭らせ給ふ。」とありて、神祇官にて祭儀を擧げらるゝなり。御註に「前後齋」とあるは、當日と其の前日及び後日との三日間、御潔齋の筈なる由、白河院の仰せなり。他の説には、一日よ

禁秘抄講義中



り始めて四日に渉る由申せど、用ひ給はずとなり。神祇令に、「凡一月齋爲大祀三日齋爲中祀。一日齋爲小祀」ともありて、大嘗祭の如きは大祀、祈年祭の如きは中祀なれば、三日の潔齋たるべき事論なし。

二季祈年穀奉幣前後齋ス、雖爲三廿二社、供ニ魚味ニ

「二季」は春秋の兩度を申す。公事根源に、「是れは二月七月二たびあり。吉き日して奉らる。廿二社なり。おのく宣命あり」と見ゆ。御註によれば、是れ亦三日の御齋なり。「廿二社」は、伊勢、石清水、賀茂下上、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣瀬、龍田、祇園、北野、丹生、貴布禰の神々を申す。是れら何れも潔齋と申せど、精進にはあらで、魚味を供する例ぞとなり。

二季月次神今食自一日至十一日也、十二日朝解齋ス、仍テ自一日僧尼重輕服等ノ人不參、但無行幸之時、眞實御身ノ潔齋、自二十日也、中祀作法皆同レ之

此の二季は、夏と冬となり。六月十二月の兩月、必ず行はる、神事故に、「二季月次」といふなり。毎月の義にあらず。「神今食」は、ジンゴジキとよむべき由にて、

公事根源に「此の神今食の義は、年に二度なり。伊勢天照大神を勸請申されて、天子みづから神饌を供せさせ給ふにや」とあり。其の儀典は、江家次第に委しく、公事根源にも大略記されつれど、言繁げれば茲には載せず。

御註の旨意は、是の祭儀には、一日より十一日迄、御潔齋の由にて、十二日を以て御身の齋解け給ふ。されば、一日よりして、僧尼並びに居喪中の者は、彈りて參内せず。但し主上事故の御爲に、行幸御親祭なき時は、御身の潔齋十日より十二日迄三日二夜の間なり。凡て中祀の御齋は、皆かくの如しとなり。按ずるに此の神事、主上の御親祭に、内裏の西隣、中和院内なる神嘉殿に行幸なれども、行幸の儀なき時は神祇官に於て行はる、由、江家次第に見えたり。「重服」は、父母夫主君の喪服中を申し、「輕服」は、其の外の血族親類の喪中をいふなり。前にもいへり。

九月十一日例幣前後齋ス

公事根源に「一日より今日に至るまで、僧尼重輕服の入參内せず。是れは大神事な



る故なり。例幣とは、伊勢大神宮へ御幣ミテグを奉らせ給ふ。毎年の御事なるによりて、例幣とは申す也」とあるにて、大やう知るべし。幣とは、錦綾絹布神馬等の類をいふ。是れはた、主上は當日並びに前後三日の御潔齋なり。

十一月中卯日新嘗祭自一日至其日辰日解齋ス、神事ノ様同ニ神今食ニ但先例五節之間、丑寅、日或輕服、人參ル、然而不可參事歟、有ニ行幸ニ之時、殊ニ可有ニ潔齋ニ也、

公事根源に云はく「新嘗祭は神今食に同じ。是れは今年の初稻を、神に奉らせ給ふ義なり。代の始めには、大嘗會といひ、年毎のをば新嘗會と申す也」と云々。「五節」も同書に「中、丑、日をは、五節、帳臺、試といふ。常寧殿にて主上御覽あり。五節、舞姫は五人なり」とあり。さて「五節」とは、漢土の故事によりて名づけたる事なりといふ。其は左傳昭公元年の條に、晋、平侯云々醫和曰節之、先王之樂所以節百事也、故有五節、注云、五聲之節也。と見え、五聲の節とは遅速本末中の五節なる由、高田與清大塚嘉樹翁等いへり。天女の袖を返すこと、五度といふ舊説は從ひがたし。さて此の五節の舞を見んとて、輕服の人など、竊に參るものあれど、然るべからず。

殊に行幸などある節には、潔齋尤も重くすべしとなり。

十二月、内侍所御神樂當日、神事、是、小祀、神事也、以上伊勢事也、僧尼重輕服并佛經憚之、

「内侍所」は賢所の事にて、寶鏡を齋ひ奉る所なるは、第一賢所の條に記させ給ひたり。御神樂は十二月の吉日を選びて行はる。是れは小祀なれば、當日只一日の潔齋なり。

「以上伊勢事也」との一句、頗る不審なり。祈年祭および祈年穀奉幣をも、打ちまかせて伊勢事とはいかにぞや。然れども。祈年祭等も、伊勢大神を始めとして祭る事なれば、しか記し給へるか。又按ずるに、もと「伊勢、同、事也」とありて、以上の事、皆伊勢の如く、重き儀なれば、僧尼及び喪中の人等は憚るべし。との聖記なりしを、同字脱チちたるにもあらむか。「佛經」は佛と經となり。

神今食、例幣、新嘗會、以上四度神事必一兩度有行幸可被調其儀、夜陰臨幸更非民愁ニ。「神今食」は六月十二月の兩度なれば、「例幣」と「新嘗會」とを合せて、四ケ度なり。



行幸と申せども、神嘉殿、あるは内侍所への事にて、何れも宮城内に在り。殊に禁中の神事、多くは夜間に行はせ給ふを例とすれば、民の迷惑にあらずとのたまへるなり。

仁壽殿、觀音被渡貞觀殿、或出眞言院、僧尼進物不供御膳、女房月障凡自始憚七箇日、但解齋後雖不滿七日參御所、殊清役可有用意也。

「仁壽殿」はジジュウデンとよむこと、是れ故實のならひなり。紫宸殿の北にあり。

此の殿内に常は白檀の觀音を安置す。然るに、神事の時は憚りて、其の奥なる貞觀殿に移すか、又は別に眞言院へ出だすとなり。「清役」は、神膳の調進、また取次などにてたづさはるものなり。常には、之をオキヨとも稱す。

鹿食シ、クヒルサシ蒜産此三事非深忌ハ、ズキニ但近代三十日如式七日也蒜ハ無忌

「鹿食」の鹿はシ、とよみて、宍の借字なるべく、猪鹿に限らず、すべて獸肉をのたまへるならむ。次の文には不食宍とあり。上古は、宍食ふこと、世の常にて珍らし

からず。佛法行はれ、殺生を止むること屢なりしより、宍食ふを忌む事は起こりけり。されば神事にも、あながち忌まず。「蒜」は葷の類、臭きものなり。佛者は五葷とて、之を忌めども、古くは深く忌むことなし。「産穢」はた然り。但し近代は産穢の忌とて、三十日を例とす。延喜の神祇式に規定せられし如きは、僅に七日なり。以て深忌ならぬを知るべし。按ずるに、近代三十日は、唯産のみの忌なるべし。宍を喰へるは、延喜神祇式に三日とあり三十日忌むべき事にもあらぬなり。

公卿勅使齋宮群行殊神事也、止音奏警蹕、但堀河院御時、間々有管絃興、又不憚作文之由在舊記、但神事日、如此事無詮歟、

伊勢大神宮への勅使に、公卿を遣はさるゝ事、並びに「齋宮群行」とて、内親王の、伊勢の齋主として下向の日の如きは、特別に重き事なり。「音奏」とは、音は高く聲音を出だすこと、奏は時の奏、また問籍とて、臣下の名のりをする如き、聲立て、奏する事なり。「警蹕」とは、御膳の條に註せし如く、「於止々々」と唱ふる類をいふ。



是れら凡て高聲を止めらるゝなり。「管絃」は琴笛の類、「作文」とは詩を作らしめ給ふなどの、一種の韻事なり。僅々の日數を以て行はるゝ神事中に、かかる遊興はあらざるがな。との聖意ぞかし。

妊者五月以後忌之、或二月已後、同夫當月猶不忌、不入内院許也、歲下食沐浴不忌、是白河院仰不憚之云々、

妊める者の夫は、分娩の當月とても、忌むに及ばず。唯神殿の内陣に入らざる許りなり。「歲下食」は、階梯に曆林問答集下、或問歲下食者何也、答曰尙書曆云、歲下食者有天狗星其精也、是以云天狗出食日、又號深惡神日、六十日一<sub>レ</sub>出食、一歲六食也、云々とあれば、もと星の名にして、六十日めに廻り來たり、一年に六度ある日と見ゆ。江次第抄には歲下食者鬼神名、此日沐浴則鬼舐頭而髮落、故憚とも記されたり。是れ世俗の禁忌なるべけれど、白河院の仰には、之を憚り給はずとなり。

六種忌不吊喪不問病不食糞不作樂不判刑殺不決罰又不預穢惡穢惡佛事也、

云々、

「六種忌」すなはち不吊喪より不決罰までは、神祇令に掲げたる旨に據り給へるなり。又不預穢惡の下、又「穢惡」の三字は、校本衍字として削りたり。されど又按ずるに、下の「穢」一字を衍として、「穢惡に預らず、惣べて佛事を惡むなり」ともよむべきにか。

臨時於東庭御拜如勅使時指被申事出來定有之、寛治八年伊勢事不落着時有之、

主上の、臨時に清涼殿の東庭は於て、伊勢神宮を遙拜し給ふ事は、公卿を勅使として遣はさるゝ時、又は是れと指して、何か願事の出來するにも、必ず庭上の御拜あり。されば、近くは寛治八年に、伊勢宮司等の訴事落着せざる時、畏まり給ひて、庭上に御拜の儀ありき。となり。但し八年は、七年にありし事を、ふと覺えたがへ給へるか。階梯に、下の文を引き載せたり。百練抄堀川院寛治七、二、二、祭主親定、大宮司公房、前宮司國房等、身所訴神宮重書六ヶ條、於大膳職對問、去年假殿遷宮延



引ノ事、國房、闕怠、折豐受宮棟持柱并瀧原宮靈木事、公房不着實父、服事、大内人友平稱托宣陳人々、禍福事等也、十九日諸卿定申大神宮禰宜等勘問事、三月廿四日前大宮司國房依闕怠假殿遷宮并折豐受宮柱瀧原宮樹、令明法博士勘申罪名と。是れらの事を指し給ふならむ。

賀茂祭自二日神事、有灌佛二年、自九日、或說雖無灌佛自九日神事、是被用例也、神事ノ様大略同神今食等、但自一日雖爲神事、御身ノ殊ナル神事、自申ノ日也、是故實也。

「賀茂」は山城國愛宕郡にあり。公事根源に「欽明天皇の御宇より、此の祭は始る。下鴨の御祖、上賀茂の別雷二柱の神祭なり」とありて、四月中の酉の日。または下の酉の日などに行はる。是れも中祀なれど、神事の支度は、一日よりせらるるとなり。「灌佛」は四月八日に行はる、佛事にて、此の日釋迦佛の生れたるとて物するなり。然れども四月は諸社の祭典ある頃にて、いづれも支干を以て行はるゝにより、神事八日にあたる時は、灌佛會を止められしなり。仍て有灌佛年とも雖無灌佛云々ともかゝせ給へり。是れも主上の御齋は、酉ノ日の前日すなはち申ノ日より始めて、戌

の日に終る。前後齋なり。「故實」は國語の註に故事之是者とあり。

八幡賀茂臨時祭、二季平野祭、祇園臨時祭、冬日吉祭、以上小祀、當日ノ事也、皆有御湯殿一有御潔、臨時祭ハ至還立一也、

「八幡」は城州男山石清水なり。公事根源に「八幡大菩薩と申し奉るは、人王十六代の帝應神天皇の御事なり」と見え、「八幡の臨時祭」は、三月中の午の日なる由年中行事江家次第などにも見えたり。賀茂臨時祭は、十一月下の酉の日に行はるゝさだめなり。

「二季平野祭」の二季は夏冬、四月十一月上の申の日に神祭あり。「平野」は延喜式神名帳に「山城國葛野郡平野坐神社四座」とあり。その四座とは、今木、久度、古開、比賣神の四神を申す。此の祭神の事に付いては、神道専門家の説ども區々にして一定せざれど、中に竈神ならむかといふ説、當れるが如し。其の言繁ければ、委しく記すに能はず。「祇園」は素盞烏尊を祭りて、山城國愛宕郡八坂ノ郷にあり。今の御靈の社は是れなり。臨時祭は六月の十五日なり。「日吉」は比叡山に祭る、御神體大山咋



神なりと申す。臨時祭は中ノ申の日なり。

以上は小祀の例なれば、當日一日のみの神事なるが、いづれも御湯殿とて、御湯浴し給ひての御齋なり。凡そ是等の臨時祭は、「カヘリクテ還立」とて、神社へ遣されし樂人等の還り來て、復命するまで、禁中にてても、神事の御こゝろにておはしますなり。

二季春日、大原野、松尾、吉田、梅宮、ソノカラノカミ園韓神、又八幡放生會、皆有男女ノ使ハ已上當日ノ神事也、精進ハ可レ依社、春日ニ使立ッ日神事也、但當日

ニモ可三神事ス一也

「二季」は春日より大原野園韓の神までは二月十一月なり。松尾吉田梅宮は、四月と十一月となり。さて「春日」は大和國添上郡にありて、祭神は武甕槌神齋主命天津兒屋根命姫大神の四座にまします。「大原野」は山城國乙訓郡に在り。祭神春日に同じ。春日の本社は、禁中より遠きにより、皇后などの詣でさせ給はん爲に、都近き所に遷し奉りしなり。

「松尾」は城州葛野郡、祭神は日吉と同體におはします。「吉田」も祭神は春日と同體にして、社は城州愛宕郡に在り。公事根源に「奈良の京の時は春日の社、長岡の京の時は大原野、今の平安城の時は吉田の社なり。皆都近き所を占めて、朝廷ミカドを守り奉らせ給ふにや。」と記せり。「梅宮」は神名帳に「山城國葛野郡梅宮ニ坐ス神四座」とて、四座は大山祇神瓊々杵尊彦火々出見尊木、花開邪姫命なりと申し、公事根源には「この社は仁明天皇の御母橘大后の祖神なり」といへり。「ソノカラノカミ園韓神」は宮内省にましまして、みかどを守り奉るとなり。園神は大物主神を祀り、韓神は大己貴少彦名の二神を祀る由神祇志に見ゆ。

「八幡放生會」は、毎年八月十五日に行はる。公事根源に「元正天皇の御宇養老の四年九月、異國襲來の時、大菩薩の神力によりて、たやすく異敵を退け侍りて後、大菩薩の託宣に、合戦の間多くの人を殺しぬ。放生會を行ふべきなり。とありしによりて、毎年諸國にて此の事あり。云々」と見えたり。放生會とはかねて捕へおける魚鳥の類の、生ける物をたすけて、放ちやることなり。



以上の神事には、いづれも勅使あり。昔は内侍の御使に立ちし例もありし故に、男女使とかゝせ給へるなり。「精進」とは、もと精心佛道に進む事なれども、後には魚味を供せざる事をいへり。さて春日は都より道程遠ければ、使立つ日と祭儀の當日とを禁中にては神事とし給ふとなり。

オホガ大神、廣瀬龍田等祭、使立ツ日神事也、神事之體皆同レ之、又使不立諸社祭非ニ強ニ神事一

「大神」は大和の三輪、明神にて、祭神大物主神なり。「廣瀬」は大和國廣瀬郡、「龍田」は同國平群郡に在り。此の二種は風水の神にいませば、風水の難をのぞきて、年穀の豊なるを祈り申さるゝにや。と公事根源にもいへり。祭典は皆四月七月に行はる。

元日、四方拜、自ニ前夜二季御燈、三九月三日、近代由、自ニ一日祓也、自ニ一日精進、不レ供ニ魚味、僧尼服等同ニ他ノ神事ニ御禮後ハ供ニ魚味、禪ノ人モ參ル、已上北辰ノ御精進、子細大略同ニ神事一

「四方拜」は、元正寅の刻に、主上天地四方山陵を拜し給ひて、年災をも拂ひ、寶祚をも祈り申さるゝ儀なり」と公事根源に記せり。「二季」は春秋、すなはち三月と九

月となり。「御燈は」公事根源に「天子北斗(星)に燈明を奉り給ふなり。昔は北山靈岩寺などいふ所にて、高き峯に火を燈して、北辰に供せられける由、云々、今は御燈の儀絶えて、由の御祓ばかりぞ侍る、云々」と見ゆ。「由、御祓」とは、御燈を奉らざる由の御祓あるなり。御祓の作法は、後醍醐天皇の年中行事にかゝせ給へり。大略を抄せんに、清涼殿の孫廂に、北向に御座を設け、贖物人形散米等を用意しおく。出御あれば、贖物御祓を奉る。主上御息氣イキをかけ、宮主に返し給ふ、宮主庭上にて祝言して、人形を取り上げ、散米をちらしなどす。是れより御拜ありて、事終はる由なり。

此の時、一日より御精進にて、僧尼及び重輕服の人參らざる事、他の神事に同じ。但し御祓後は、魚味をも供するなり。さて是れまでは、他の作法もまじれゝども、専ら御潔齋の故實を、記させ給へるものと見奉らる。

(十四)臨時ノ神事



於東庭有御拜、是同公卿勅使時、伊勢遷宮等時、又隨叡慮臨時御拜或三日五日ナド皆有例、

「東庭」は清涼殿の前庭なる事、上にも申しぬ。「公卿勅使」の事も、同じく前段に註し侍りき。「伊勢遷宮」は延喜の大神宮式によれば、神宮は廿年目に一度、正殿寶物等を造り替へて更に新殿に遷りますを「式年正遷宮」と申し、又風火災等のため正殿御修理などの間、假りに別殿に遷り給ふを、「假殿遷宮」と申す。かゝる時、東庭にて御拜ある事申す迄もなき次第なり。又何事かありて、叡慮にまかせ、三日或は五日と、打ちつづき東庭に出御ありて、遙拜し給ふ事も例ありとなり。

御物忌時敬神無憚、於東庭有御拜也、但寛治六年伊勢假殿遷宮夜雖爲御物忌、於東庭有御拜、

「物忌」は所々に見えたる如く、引き籠もり慎み齋むべき日なれども、神祇を崇敬し給ふは、憚るべき筋にあらねば猶東庭の御拜はあるべきなり。そは堀河天皇の寛治

六年、神宮假殿に遷御ありし夜、折ふし御物忌にあたりしかど、憚らず御拜ありしなど、實例もまします事となり。

(十五)佛事次第

天子專以正法爲務、是則佛教興隆也、恒例佛事諸寺破壊可有殊沙汰、其上自御行可在叡心堀河院御時拋萬事習眞言二間御佛供養連々也、白河院御時於院中被行千日講、かしくも、至尊は佛教の正道を務とし給ふべきなり。是れ即ち佛教興隆のためなり。妖怪邪法をば修し給ふ可からずとの、聖意と窺ひ奉らる。「恒例佛事」は年中に月日を定めて、必ず執行せらる儀にて、仁王會、最勝會の類なり。それらは次にいふべし。「諸寺破壊」は、破損して修造すべき時などには、殊なる御沙汰有る可くして御心を留めらるべしとなり。其の上に平素御自身に佛道御修行の事は、叡慮に任せて、深く御心を入れ給ふとも、又はさまでなくとも、如何様にてもおはすべし。唯平素佛法深く信じ給はねばとて、恒例の佛事を疎略にし、寺塔の廢頽を捨ておき



給ふ事あるべからずとの聖意なり。

堀河院は、諸事をさしおきて、眞言の教義を習ひ給ひ、二間にて、頻回佛菩薩の御供養ありきとなり。「二間」は清涼殿の東廂にて、護持僧などの伺候する所なる由、上にいへり。白河院も、佛法厚く歸依し給ひて、千日間法華經を講誦する佛事、院中にも執行せさせ給へりとなり。「院」とは上皇の御所を申す。

上古清和天皇<sup>ハニニ</sup>殊歸<sup>ニ</sup>心<sup>ニ</sup>朝暮<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>御行<sup>ニ</sup>、其外代々<sup>ハニニ</sup>聖主<sup>ニ</sup>雖<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>事之淺深<sup>ニ</sup>、皆有<sup>ニ</sup>御行<sup>ニ</sup>也、但神事<sup>ニ</sup>日者<sup>ハ</sup>不可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>其儀<sup>ニ</sup>、

佛法渡來より此の方、聖武孝謙の兩朝ほど、御崇信の厚きはあらざりしかば、造寺熾盛の謗さへ興こりにき。然れども、それは餘り上りたる世、且は奈良の舊都にての御事なれば、わざと平安の都となりて以來の例を、掲げ給へるにや。代々の帝の御中にも、宇多法皇、花山院、白河院などこそ、最も佛道に深くおはせしか。それは扱措き、「但神事日云々」とは、神祭などあらむ日ばかりは、誦經念佛など、憚り

給ふべしとなり。

御齋會、二季御讀經、仁王會、最勝講、佛名等皆雖<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>其儀<sup>ニ</sup>、其料無<sup>レ</sup>定、

御齋會以下の儀、公事根源に委し。まづ「御齋會」は、同書正月の條に、「是は大極殿にて、八日より十四日まで、七ケ日の間、最勝王經を講せられて、朝家を祈り申し侍る也。此の經、とりわけ國家を護持する功能あるによりて、あら玉の年の始には、まづ講せらるゝにや。云々、「二季御讀經」は、二月八月に大般若經を、百敷(宮中)にて講せらる。四ケ日の事にて、第二日には、行茶とて僧に茶を賜ふ事あり。云々、「仁王會」は、二月の條に「吉日をえらびて行はる。或は三月なり。大極殿・紫宸殿・清涼殿などにて、此の事あり。仁王護國般若經を講せしむ。ひとへに朝家の御祈の爲なり。云々、「最勝講」は、五月の條に「まづかねて日次を定めらる。四ケの大寺(東大、與福、延曆、園城)の僧の中に、稽古の聞こえあるをえらびて定む。證義、講師、聽衆などあり。最勝王經を、清涼殿にて講せらるゝ也。云々、「佛名」は、十二月十



九日の條に、「けふより廿一日まで三ケ日也。或は一夜も例あり。仁壽殿の御本尊を移して、御帳の中にかけて、南の額の間に、又机を立て、佛像塔形をおく。廂に地獄變相の御屏風を立つ。(中略)此の佛名といふは、三世の諸佛の名號を唱へて、六根の罪を滅する心なり。云々」と見えたり。「雖有其儀云々」とは、是等の佛事は、恒例の儀式として、定まりあれども、佛會の御用度、即ち僧侶に賜はるべき布施の料は、定まりたる規則なしとなり。「其料」とは、給料供養物なる由、階梯に新任辨官抄を引いていへり。

按ずるに、予が所藏校本には「其料」を「其斷」と改訂したり。「料」「斷」行草の書體甚近似すれば、何れと定め難けれど、もし「斷」の方とする時は、雜令に「凡月、六齋日、公私皆斷殺生」とある斷の意にて、佛事は毎年定まりあれども、殺生禁斷御精進とは定まらず。との義にてもあらむか。是は只試にいふのみ。

近代御讀經僧退下如<sub>ニ</sub>面縛引立首是非善事罪業也<sub>ハ</sub>如此沙汰能々可有事歟、

近き頃、僧の宮中を退出する時、漢土に面縛ともいふ事の如く、面ばかりを出だして、其の外を包み、首を引き立てたる如くに装ふ事、然るべからざる儀にて、是れ罪人のする業なり。此の如き事は、吟味よくすべき事ぞ。となり。「面縛」とは漢籍の注に、縛手於後唯見面とも縛手於背而面向前、ともあり。爰には面のみを現す事に宣給へるなり。「沙汰」は、もと理非を辨じ、善惡を取捨する義なれば、こゝによく叶へり。

殊御願日々可有御精進、凡六齋日、十八日御本命日、必可有御精進、他所善事等又同不可有懈怠、臨時事可隨御意事也、

殊別の御祈願にてもあるには、日々御精進然るべし。此の外は、六齋日又毎月の十八日、御本命の日等なり。「精進」は前段にいへり。「六齋日」は、雜令、義解に、八日十四日十五日廿三日廿九日三十日の六日なる由を註せり。大智度論に、此等の日は諸惡鬼の人命を奪ふ不吉の日なりとぞ。されば此の日謹んで功德を修し、作善を心



かくべき也といふ。「十八日」は、階梯に山槐記を引いて、此の日は本来精進日にあ  
らざりしを、白河院の仰にて、六齋日の外なりとも、最も御精進たるべしとありし  
より、其の後は魚味を供せざる例となれる由を記せり。又「御本命日」は、御生誕の  
年と、同支干にあたる日を申す。これは至尊に限らず、平人にもいふ事なり。たと  
へば甲子の年に生まれたる人は、甲子の日を以て、本命日とするが如し。「他所」は、  
宮中以外、たとへば東寺西寺などにての、佛事をさすなり。

但旦暮持念珠、念佛ナドハ不可然事也、眞言法華經、其外殊御用御經等必可有御誦習、  
御師御持僧中可選其人事也、

「念珠」は數珠の事なり。階梯に念誦とかけるはわるし。「御師」は、經文の讀誦を教  
へ奉る師なり。「御持僧」は、至尊の御身を護持祈念するに定められたる僧をいふ。

堀河院御時、唯識論誦習御師永縁教申、匡房難申之、雖大才猶淨行人可爲御師之故歟、  
堀河院の御時、唯識といふ經を誦み習ひ給ふに、永縁僧正教へ奉りしを、匡房難じ

申したるは、學才ある僧なれども、猶是れよりも行狀淨清なる人を以て、御師とは  
すべしとの故にかあらむと、聖意をも、かき添へ給ひたるなり。

(十六)可遠凡賤事

謹んで按ずるに此の條は至尊の濫りに下賤の者を近づけ給ふ可からざる事、又主  
上は御身尊嚴に自重し給ひて、苟も卑陋に涉るべき御振舞あるべからざる由を、  
記させ給へるなり。本書中尤も宸襟を竭くさせ給へる所と拜讀せらる。且又此の  
天皇の賢明におはしましたる事も此の文辭の上に現はれさせ給ふなり。

天子者殊可被止御身劣、是難盡筆端事也、假令供御之陪膳聽色女房、又典侍不論善  
惡候之前典侍ナド非當職類無何着禁色雖參、不可及御陪膳

まづ第一に宣給ふ所嚴重なり。主上は格別に御身の卑劣にわたる所業を止めらるべ  
し。是の事は一々筆端に書きつくし難しとなり。其の一例として日夕の御陪膳の儀  
より御沙汰あり。「聽色女房」は、粗上にもいへれど、猶下卷典侍の條を見合すべし。



是れらと典侍といふ官とは、彼れ是れの論なく陪膳に候すべし。「前典侍」は、先帝の時典侍たりし者にて、當時其の職に非ざる女房の、何となく禁色を服して參るとも、御陪膳に候せしむべからずとなり。是れらは其の名を正し、其の職を明らかにせさせ給ふにて、物の不規律なるをたゞし給ふ始なり。

公卿藏人頭無憚、四位侍臣晝御膳參上、雖無憚、可選其人、無何不可用、南殿之儀采女雖爲陪膳、只時不可用之同事也、亂遊之時ナドハ、如湯無何進事少々近代有之歟、尤不可然、予時少々如此、可止可止、

三位以上の人、藏人頭の陪膳に候ふは憚りなし。「晝御膳」は、大床子の御膳にて御陪膳に女房の侍せざる時なり。それも侍臣の中、然るべからぬは用ひ給はず。「南殿」は紫宸殿をさす事、上にも在りき。こゝにての儀は、節會の御膳を申すなり。其の時には采女といふ女官の陪膳奉仕の事本儀なれど、通例は然らずとなり。「采女」の事は下に記させ給へれば、そこに註すべし。「亂遊」は御遊興なり。管絃の御催など

にて御喉の渴き給ふ折などに采女の御湯もて參る事、近代いさゝか是れあり。是れは本儀ならねば、然るべからず。帝御みづからも、從來の習慣によりて、かゝる時に采女をつかひ給ひし事少々あれど、向後之を止むべしとなり。

家嗣宣經ナドハ時々候陪膳有、何事乎、於女房者、典侍不及輩一度不聽之、

家嗣宣經などは、當時五位の殿上人なれど、いづれも大臣の公達（家嗣は右大臣師經の子、宣經は左大臣兼雅の孫）なれば、家格身分に於ては憚る事何かあらむ。此外女房の陪膳に於ては、典侍の官に至らざる者、即ち内侍以下の女官は、一度も聽し給はずとなり。

御持僧聽之歟、但近代無其儀、其レモ貴キ種人可聽之歟、鳥羽院御時行尊僧正夙夜定祇候御陪膳歟、炎上時、取劔璽、サホドノ事ノ時雖甚忌、有沙汰後被謝申、御裝束ナドハ不可懸手、

「御持僧」は主上の御護りとなる僧なり。それが陪膳に候する事、聽さるべきか。そ



れも僧の種姓貴きものは聽さるゝ也。「行尊」は小一條院の御孫、參議源基平の息なれば、凡下の輩と一樣には思ふべきにあらず。殊に烏羽院御歸依厚かりければ、朝夕さまりて御陪膳に侍したり。「炎上」は炎燒の借字なり百練抄天永三年五月十三日の條に、皇居嘉陽院燒亡、天皇遷御小六條とある時の事をさす。又「取劔璽」とある事實は、或記に行尊法印取劔璽入御輿と階梯に記せり。さほどの忽急の場合には、法師の身は憚りあれど、已む事を得ず、其の沙汰ありて後に謝し申さるゝなり。扱又主上の御上衣には、僧の身にて手など懸くべきにあらずとなり。

御衣内侍已上聽之、然而正候御裝束同御陪膳、但侍臣聽之、其レモ近衛司ナド也、六位藏人不取御衣之由在舊記、況於御裝束乎、而間々有之、其儀可止之、

「御衣」は常の御引直衣をいふ上にあり。こればかりは、内侍以上の物する事もあれど、而も正しく御裝束の御介錯は、御陪膳と同じく、公卿の中か、女儀ならば典侍以上たるべしとなり。但し侍臣の聽さるゝ事など上の御裝束事の條にも記させ給へ

り。「近衛司」は中少將の人をさす。六位藏人に至りては、御衣にたづさはらざる事、侍中群要にも見えたる所也。

所衆瀧口乍地下近候習也、但御口移御手移不可然、堀河院御時樂人等偏無便之由、匡房大難、尤不可然事也、凡卑限六位藏人下臈女房也、

「所衆瀧口」は、共に藏人所の下司なり。是れらの事は、下に記させ給へれば、そこに言ふべし。此の輩は、地下の者にて、さらに昇殿する事叶はぬ者ながら、往々主上に近く候する習なり。但し御口移しに物をのたまひ、御手移しに物を受け渡しなどしたまふは、有るまじき事となり。堀河院、いたく樂曲を好みたまひ、助忠師時などいふ地下の樂人を傍近く召して、親しく音曲を傳授せられ給ひし事、古事談などにも見えたり。是れ甚だ都合なる由、匡房卿の難せられし事あり。げに尤もなる儀にて、かゝる事は然るべからずとなり。

按するに、末段の御文、聊か心得がたき様なれど、堀河院の御時の樂人等は、ひと



へに便なきの由云々」と讀み下すべきにや。又「尤不可然云々」とか、せ給へる、尤の字は、上の意を受け、同意し給へる御辭にて、後世「げに尤も」といふに同義なり。此の頃は、「尤も」といふ語を、さるさまに用ひたる事、古今著聞集などにもあまた證あれど、長ければ引かず。「偏無便」の三字を、流布本「無傳説」に作り、又「偏無傳」と改めしもあれど、何れも非なる事論なし。「凡卑」云々とは、男ならば六位の藏人を限り、女は女藏人命婦などに限り、其の外は、一切御身近くに召使ふ事あるまじとなり。

有藝者依其事近召事近代多如寛平遺誠不可然况如猿樂參庭上可止事也、

雜伎遊藝を以て、至尊の御傍に召さるゝ事、近頃になりて多けれども、宇多天皇の御遺誠に、然る可からざる事とす。况や猿樂の藝人の、庭上などに參るをやとなり。「猿樂」は、散樂の借字にて、始め漢土にては、官人ならぬ野人のなす樂をいへり。我か邦には、諧謔を専らとすることにいへり。此の頃、さる滑稽の態をなして人を

笑はしむるを、家業とする遊藝人あり、頗る衣裝を華麗にし、高貴の方にも召されて、其の技を施したる事、百練抄其の外の記録に見え、心ある人は、既にこれを非難せしもありき。されば、帝も之を止むべき事はとは宣給へるなり。

村上御宇、爲平親王子日時、布衣輩渡御前、延喜御時京中上鞠者被召仁壽殿東庭、如此例雖多、不可有尋常事也、但樂人隨身聽之、宿仕之人其レモ可依事様、

「爲平親王」は村上帝第四皇子なり。「子、日」は公事根源に、「是れは昔人々野邊に出でて子の日するとして松を引きけるなり云々とあり。何の爲めにかといふに、正月子の日野山に出づるは、陰陽の靜氣を得て、煩惱を避くる術なりと、拾芥抄に見えたり。扱此の親王、子、日の御遊とて船岡へ向かはれたる日、宮中に於て、天皇皇后(親王、御生母安子と申す)もろともに、御裝束より始め、御供の行列の事まで、何くれと指圖したまひたる事、また此の時賤しき布衣の輩、至尊の御前を徘徊せし山も大鏡に見えたり。「布衣」は、布の狩衣を着するものにて、下司をいふなり。「延喜」は醍醐



天皇の年號なり、「上鞠者」は蹴鞠の上手たちをいふ。是等を禁中に召し入れらるゝ事、例多しといへども、通例には有るべからざる事となり。但し樂人隨身の御前に參るは、之を聽す。又上番の者の身分卑き、事情によりては、御前に出づる事苦しからざる由なり。扱隨身は大臣を衛り隨從して禁中に入る也、「宿仕人」は、隨身の中にて、大臣などの宿直するに、己れも共に宿仕して、わが主の雜用に仕ふるものなり。

舊記布衣者入禁中公卿雜色一人聽之宿仕之人爲陪膳青侍一人聽之云々是不叶近代法但前駈侍雜色不入日月華門内近代如此

舊記はいかなる書をさし給ふにか。詳ならねど、狩衣着て禁中に入らむは三位以上の人の雜色一人だけ聽さる。又殿居の人の給仕の爲に、青侍一人これを聽すといへれど、是れは近代の法に叶はずとなり。但し公卿等の先供の侍雜色等、日月華の兩門の内へは入る可からざる由、舊記にあるは、近代も其の定の如しとなり。「雜色」

とは、無位の人にて、袍色の定めなき者をいふ。後世の仲間小者の類なり。但し藏人所、雜色といふは、良家の子にして、見習ひに出仕する者なれば別にて、大かた雜色といふは、公卿の召仕車添の士なり。「青侍」は年若き侍にて、是れまた召仕の名なり。青は未熟若輩なる稱、「前駈」は三位以上の人の、召しつるゝ前供なり。「日月華門」は、紫宸殿の前庭の東西にある門なり。

爲衛府者女御后御方ニモ聽之、文官衣冠也、殿上逍遙渡北陣頭以下至于所衆瀧口同之瀧口勿論所衆雖末代不參布衣時也

衛府たる者は、禁中守衛の官なれば、女御後の御方たりとも參ることを聽さる。又文官の宮中に出入するは、衣冠の装ひたるべし。烏帽子直衣などの、平服たるべからず。况や布衣の如き略服をや。「又殿上逍遙」とて後宮を遊行の時とても、北陣のほとり已下の門より出入すべしとなり。「北陣」は蓬萊抄によれば玄輝門をいふ。藏人所の衆、瀧口などの出入もこれに同じ。扱瀧口は申すに及ばず、所衆といへども



布衣にては、規律の弛びし末代とても參らざる事となり。

下御庭上事、如御拜時無憚、准之建久以後敷弘蓆有蹴鞠興、是後悔其一也、賢所入御之時常事也、付遊興凡卑殊不可然事歟、

主上の庭上におり立ち給ふ事、伊勢御遙拜の時の如きは憚りなきにより、それに准じて、建久以後曾て庭上に筵席を敷き、其の上にて蹴鞠の興を催し給ひし事ありしが、後におぼしめし直して遊興を以て、御拜には准せられ難ければ、よからぬ所爲なりきと、御後悔におぼしめさるゝ、是れ其の一つぞとなり。御普請などの折、賢所を移し奉らんとて、新殿に入御の時、庭上に下御あるは、常の儀ながら、遊興に付いて、かくの如き卑下なる御振舞は、殊に然るべからざる事ぞとなり。こゝなる凡卑は、御身を自重し給はず、平凡にもてなし、卑下なる御振舞ある由を申し給ふなり。

内々習禮等、白地主上不爲臣下高倉院御時、張兒爲主上不吉事云々、况御身爲臣下、太

禁事也、無左右出簾外見萬人事、能々不可然、在簾中之條、在寛平遺誠、

内々にて、何事かの禮式を練習し給ふ事あらむに、假りそめにも、主上は臣下の眞似などし給ふ可からず。高倉天皇の御時、紙はり兒を主上に擬して、習禮したる事あるだに、不吉の事とす。況んや、至尊の御身として、臣下の如き様をふるまひ給ふ事、太だ以て戒むる所なり。扱高倉院云々の一件は、如何なる事柄なりしにか、詳なる事を知らず。階梯にも、按此例未所見可勘入と記されたり。次に主上の御遊戯に、臣下の打ちまじりて、謂はゆる凡卑の御振舞、あさましき事などのありしを、台記峰記などを引きて載せられたれど、文長ければこゝには抄せず。

「無左右」は、何となくといふ意、簾外に出御ありて、諸人に見られ給ふ事、然るべからずとなり。階梯には、聖意與御遺誠相違歟とて、寛平御遺誠は、蕃國人すなはち外國人と對面し給ふ事を誡めて、在簾中見之不可直對耳とある由を辯せり。愚按するに、「萬人」は蕃人と、同音なるより、ふと、思しめしたがへて、「萬」の字をか



き給ひたるにはあらじか。

但幼主時如此事不能制申、但下劣事返々可有<sub>ニ</sub>用意、無<sub>レ</sub>何<sub>レ</sub>疊御座尤不可<sub>レ</sub>然、

御幼少の程には、時々簾外にも出御まします事、あながちに制すべきならず。併しながら、それも下劣の御ふるまひなき様、御用意あるべく、何となき、主上の御料にもあらざる疊に、御座あるなども、然るべからずとなり。

近代建久以後御小袖赤大口、常御貌也、誠長袴二衣不<sub>ニ</sub>相應歟、

此の頃主上の常の御装ひは、白き御小袖に、赤大口の袴の短きをめすなり。長き御袴に、二ツ衣をめさるゝは女性の様にて不相應ならむかとなり。

堀河院御時マデハ、白地渡御座、乗船大井川行幸用<sub>ニ</sub>倚子、然舟中倚子有<sub>レ</sub>猶豫、鳥羽御乗船、川用<sub>ニ</sub>平敷座、倚子在<sub>ニ</sub>御座邊、近代勿論歟、

堀河院の御時までは、いづれへの出でましにまれ、暫時の事にも、御座の御疊二帖に御茵を持ち行きしなり。又御船へ乗御の時は、大井河行幸には、御倚子を設けら

るゝ御例なりしかども、船中の倚子は動揺して安からぬ故に、御猶豫あり。「御猶豫」とは廢めさせらるゝをいふ。「鳥羽御乗船」とは、鳥羽天皇の儀にあらず、鳥羽、離宮の邊より、御乗船ありて、逍遙し給ふ時を申す。注に「堀川」とあるは堀河天皇の、鳥羽に行幸ありしを申す事なる由、階梯に記せり。此の時も、既に御倚子を側に設けながら、御座は平敷の御疊なりし由なり。

内々御行歩必<sub>ハ</sub>不用<sub>ニ</sub>晝御座御劍、内々用<sub>ニ</sub>他御劍、近頃作法、是非得<sub>レ</sub>咎歟、御草鞋オンササゲイ六位奉仕雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>例非<sub>ニ</sub>普通事、

「晝御座御劍」は、清涼殿中、晝御座に置かるゝにて、首めにも見えたり。内々の御歩行に他の御劍を用ひ給ふ事、近來の例の如くなれるが、これは晝御座の劍を重んずるよりの儀なれば、咎あらじとなり。

「御草鞋」は、挿鞋の借字なる事決し。御挿鞋は、常の淺沓の表を紫綾、裏を纏綱ウツゲンといふ織物にて貼りたるもの。是れは五位の藏人の役なるを、六位の者の奉仕する事、



例なきにあらねど、普通の儀に非ずとなり。

(十七) 諸藝能事

此の段には、文學管絃等の御嗜みあるべき由を、記しおかせ給へるなり。

第一御學問也、不學則不明古道而能政致太平者、未有之也、貞觀政要明文也、寬平遺誠雖不窮經史可誦習群書治要云々

「貞觀政要」は、唐太宗文皇帝の嘉言善行良法美政を、史臣吳兢の編類したる書なりとぞ。又寬平遺誠の中には、假令經史を一々究むる事なくとも、せめては群書治要だに、誦み習へと示し給へり。「群書治要」といふ書は、唐の魏徵等、勅を奉じて撰せし所にして五十卷あり。六經より始めて、諸子の文にいたるまで、治道の要とある條々を録せるなり。

是彼時不究末代之大才也、後三條高倉雖大才天運不久、白河鳥羽後白河雖不然吉例也、近代萬人稱之、尤僻事也、

不究を、階梯本所窮に作る。然れども、今は古校本群書類聚本普通本等に従ひぬ。

さるは、此の一節、上の雖不窮經史とあるをうけて、彼の宇多天皇の、經史を究めずと仰せられたるも、末代より見ては、猶大才の君におはします。との御旨意と、窺ひ奉らるればなり。扱次なる御説は、上に縁なし。後三條高倉兩帝は、學才優れまし〜たれど、天壽永からず。御在位の程も久しからぬに反して、白河鳥羽後白河の三院は、御學才さまでおはしまさねども、寶算久しうわたらせ給へり。と近代諸人の申し囃すは、甚しき僻事なり。

白河鳥羽非淺才凡如此例懶時事也、只可爲宗才誠鴻才マデハ不然トモ、淺才ハ見苦事也、

僻事なる證據には、寶算の永かりし白河鳥羽兩院も、決して淺學にはおはしませず。そも〜學問ある者、天運拙しといふ例、俗の諺の如きは、學事を怠り、懶がる時のことなり。只かへす〜も、才學を本とすべし。鴻才博學とまではあらずとも、



學才淺きは見苦しとなり。

識者又勿論、天下諸禮時、御失禮尤左道事也、後三條白河殊有識也、必々可學之也、

「識者」は有職者の畧語なり。但し「有識」を有職とかけるは、後世の俗習なり。是はもと學識すぐれたるをいふ。空穂物語俊蔭の卷に「中納言になるべかりし身を沈みてし人なり。さるはいみじきうそくなり云々、源氏物語乙女の卷に夕霧の學才あるを「誠に天下に並ぶ人なきいうそくには物せらるめれど云々、など皆學識ある事にいへるにて知るべし。有職にては義をなさず。さるがいつしか轉じて公事禮式に明らかなるをいふ事となりけむ様は徒然草に「またいうそくに公事のかた」とつゞけいへるにても知らる。されば此の段はもと有識とありて諸禮公式に明らかなる事を宣給へる事必せり。「左道」とは顔師古の注に僻左之道謂不正也と階梯に載せられたり。

第二管絃、延喜天曆以後、大略不絶事也、必可通一曲、圓融一條、吉例ニテ、今ニ笛代々、御能

也、和琴又延喜天曆、吉例、箏同之、琵琶雖無殊例、可然事也、

學問の次には管絃音樂の御嗜みあるべしとなり。「管」は笙笛の類「絃」は琴箏琵琶などなり。延喜は醍醐、天曆は村上帝の號なる事誰れかは知らじ。村上天皇の箏のことを巧にひかせ給ひて、宣耀殿の女御芳子の御方にをしへ給ひし事榮花物語などに見え、一條帝大貳高遠を師として御笛遊ばしたる事枕草子に見ゆ。之を始めとして、其の頃より例となり、今に代々御能におはしますとなり。「和琴」は六絃のこと、「箏」は十三絃なり。琵琶は何時の帝御稽古ありとの御例きこえねども弄び給ふこと苦しからぬなり。一曲は一藝と申すに同じ。

笙箏策未聞、笙後三條院學給、箏策不相應事也、音曲上古有例、堀河院內侍所御神樂時、別有此音曲、鳥羽後白河御催馬樂、雖未窮其曲、已晴御所作云々、

笙箏策御稽古の例、未だ聞えず。但し笙は後三條院學び給ふといふ。箏策は、天子の御藝にふさはしからずとなり。音調の激しくて、温雅なる節乏しければなるべし。



「音曲」とは、口に謠ふもの、總稱にて、神樂歌カゲラウタ、催馬樂イマヤウ、今様等をも然いふべし。堀河院の神樂を謠ひ給ひし、又鳥羽後白河兩院の、催馬樂を謠ひ給ひし、これは曲數多ければ、悉く窃めさせ給ひしにあらねど、已に晴の御時にも、遊ばされし御所爲と申す。「催馬樂」も、うたひもの、稱、後世にていはゞ、俗曲の小唄の類ともいふべし。名稱等の事、委しくは、歌舞音樂略史にあり。

又後白河院、今様無比類御事也、何只可在御意、ハハ堀河鳥羽高倉、法皇代々不絶事也、但箏琵琶何劣乎

「今様歌」は七五のつゞき四句にて、白河鳥羽兩院の比より専ら行はれ、名人も多かりき。後には白拍子などの謠ふは大かた今様のやうなり。是等は何れも御意のまゝに好ませ給ふべしとなり。また笛は堀河院より始めて、今の法皇後鳥羽院に至るまで代々絶えず弄ばせ給ふ。箏琵琶の類も、劣る所なく物せさせ給ふとなり。

和歌自光孝天皇未絶、雖爲綺語、我國習俗也、好色之道、幽玄之儀、不可棄置事歟、

和歌は、我か國風の辭なれば、神代より創まりて人皇の代に至り、神武天皇を始め奉り、歴代の天后后妃、皆よく歌よませ給ひしこと、紀記萬葉集を見ても知るべし。豈光孝天皇より、後のみを申すべしや。然るに、此の御抄にしも、かく記させ給ひて、光孝天皇以前には、さる御さだの聞こえぬやうなるは、いかなる御故にか、窺ひ知り奉るべきやうなけれど、試に鄙考を述べん。

此の御代の頃には日本紀進講の舊儀も、絶えて行はせられず。又萬葉集は、高閣に束ねられて、披き見る人も少かりけん。(此の前、村上天皇の御時に、源順等五人に命じて、萬葉の歌に訓點せしめられ、つぎて、基俊匡房等の學匠、私に訓點させたことも聞こゆれど、洽く行はれつとは見えす。これより後、龜山院の頃に、僧仙覺つとめて萬葉の歌に點さして、遂に萬葉得業と稱せられたり。さればそれよりぞ、萬葉集の歌は、世に誦せらるゝ様にもなりけんかし。)さればさしも賢明におはせし天皇なれども、歌におきては、古今集以後のもののみをぞ誦み給ひけらし。そもく



奈良時代を過ぎては漢詩漢文のみ流行して、和歌は誰れよみ出づるものなく、貫之朝臣が古今集撰進の頃までは、其の序にあげたる六人ばかりよりは、歌らしきもの云ひ出でたるものなかりしにか。まして帝の御上にては、光孝天皇の御歌の、春の部に一首出でたる外に、(仁和の帝、親王におはしましける時に、人に若菜たまひける御歌、とて『君が爲春の野に出でて若菜つむ我が衣手に雪はふりつ』とある是れなり)前の帝の御製とては載せられず。是れより後、後撰拾遺等にこそ、後の帝の御製かずく出でたれば、此の御抄には、勅選の歌集に就かせ給ひて、尤も古き古今の中なる、仁和の帝をしも、とり出でたまひたるならし。げにも奈良朝に盛なりし歌は、平安京の始めにはほとく廢れたりしを、光孝天皇の頃より、又再興して、古今えらばれし後は、御世々々絶えず尙ばせ給ひて、つぎく勅選の御さたもありければ、斯く記させ給へるも、いひもてゆけば、聊か違ふ所ましまさずなむあるべき。

「綺語」は眞マコトならぬ言、作りごとをいふなり。其の頃の歌は、大かた題を設けてそれにかなへて作ることなれば、綺語とのたまへるも、あたれりとや申すべき。「好色之道」とは、菅家遺誡に、凡歌什詠吟之弄者云々夫婦偶和之基也とも貫之朝臣が古今の序に「男女の中をも和らげ」ともかゝれたる如き御趣旨なるべし。「幽玄之儀」は、奥深くして容易に窺ひ知り難きことにして、古今の序に「力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、云々」とあるたぐひか。

此外、雜藝、有御好無難、無御好無殊事、歟、詩情能書箏同殊能也、

上來段々あげ給へる、學問管絃うたひもの和歌等の、外の御藝能、たとへば碁雙六の類ひ、御好あるも妨なく、なきも別條なし。但し詩のこゝろをさと、御手よくかゝせ給ふこと、箏のことなどは、あるが中にも好ませ給ふこそ、別段の御才能として、あらまほしけれとの御こゝろと窺ひまつらるゝなり。

(十八)御書事



こは至尊より、外へ遣さるゝ書狀の、作法を記させ給ひたるなり。  
天子御書惣不書御名、雖父王不書恐々字、但余恐仙院超先代仍間々恐々謹言書、或  
又只謹言也、普通只候也、ナドカキ給也、院御書又如此、

仙院は後鳥羽院を申し給ふ。父君を恐み敬ひ給ふゆゑに、恐々謹言などとも、往々  
かき給ふとなり。先代は皇兄土御門院を申す。院よりの御書も、例同じき由なり。  
其外親王大臣以下御書如此、只公卿侍臣ナドハ、有別儀遣御書、其中々無別作法、御持  
僧又同、

至尊より親王大臣等へ遣さるゝ御書にも、「候也」とのみかき給ふなり。只公卿侍臣  
など、昵近の臣下へ、別の儀にて御書を遣さるゝ事あり、それはた別の作法とても  
なし。護持僧へのも同じとなり。

后女御以下於女房者、無定子細、勿論歟、料紙女房之許へハ多薄様、後々檀紙也、又禮紙ニ  
ハ追テ申ト書事、惣テセヌ事也、只指サゲテ可書ハ書之、

女性がたへの御書も、勿論これぞと定まれる作法はなし。但し女房の許への料紙は、  
薄様なるべきを、後々には檀紙をも用ひらるとなり。「薄やう」は、鳥の子とて、卵子  
色の紙を、薄くすきたるなり。故に厚やう中やうなどの別もあるなり。「檀紙」は鳥  
子色の薄様よりは、粗製のものにて、地厚く色白く、一面に小皺のある紙なり。

「禮紙」とは、書狀をたゝみて、其の上を巻く紙なり。昔は封筒を用ひし事なければ、  
かくして其の上を更に包みて、名宛をかきたるなり。普通は三禮紙、重きは五禮紙、  
七禮紙にもする事あり。貞丈雜記にいはく、七禮紙といふは、紙三枚重ねて、狀を  
書き、禮紙二枚、表卷二枚なり。極眞の禮也。五禮紙といふは、狀一重に書き、  
禮紙一枚に巻て、表卷一重也。都合紙五枚を用ふる也。是れは極眞にあらず。其の次  
なり。三禮紙といふは、狀一枚に書いて禮紙一枚に巻て、表卷一枚を横に巻くなり。  
都合三枚なり。是れは通例なり」とあるにて知るべし。

「追申」とは、今もすなる尙々書ナホクカキの事なり。之を禮紙にはかゝぬ作法なる由なれと、



猶たまゝは追書をもせしなるべし。平家物語卷三、足摺の事の段に「今度中宮御産の御祈によりて、非常の赦行はる。然る間、鬼界が島の流人少將成經康頼法師赦免とばかり書かれて、俊寛といふ文字はなし。禮紙にぞあるらむとて、禮紙を見るにも見えず云々」ともあるにて、禮紙へ追書をもせられし習ひなるを覺るべし。扱かく禮紙にかくは、無作法なれば、書くべき事あらば、狀紙の中へ、下げて書き加ふべし、との御説なり。

(十九)御使事

これは公事ならぬ、御使をたてらるゝ事につきて、その作法を記し掟てさせ給ひしなり。

依人依事有差別、藏人頭、近衛將、五位藏人、六位藏人等也、又所衆瀧口等無難也、

「依人」とは、先方の人柄をいふ。即ち御使を遣さるゝ、向うの家の人品にもより、仰せ遣さるゝ御用事にもよりて、御使たる人に、差別あるなり。まづ大かたは、藏

人頭、近衛の次將、藏人などなり。又藏人所の衆や、それより下司なる瀧口などを遣さるゝは、仔細もなき事なり。所衆瀧口の事は後に在り。

細々事藏人無難、依事定勅使不可勝計、在江中品事殿上將佐也、又女使有之時皆式定事也、臨時事在叡慮、

細やかなる雜事、表たぬには、藏人など遣さるるに難なし。事からに依り、始めより定まれる勅使は、數へつくされず。それらは江家次第などにもある事、御説の如くなるが、なほ階梯に引かれたる、侍中群要第八、諸使事とある條に、一々記されたり。さしたる大事にあらず、又あまりに瑣事にもあらず、中の品の事には、昇殿聽りたる次將、佐官なども參るべし。又女房の御使として、參る事もあり。皆式の定まれる事なり。此の外臨時の御用には、叡慮にまかせて、何人をも差遣し給ふべきなり。

(二十)被聽臺盤所之人



「臺盤所」は清涼殿晝ノ御座の西廂にあり。典侍内侍など上臈女房の、常に侍候する室にて御内證とも申すべし。さればたとひ昇殿を聽されたる輩、高位高官の方々とて、特許なくは出入する事能はず。官位さまであらずとも、御内縁などある者は、さうなく出入を聽し給ふなり。

無<sup>ナニト</sup>何萬人亂入、尤不可<sup>レ</sup>然事也、執柄人并子息ナドハ勿<sup>ナシ</sup>論、其外殊難<sup>ハニ</sup>去大臣納言之間、兩三人ニテ可<sup>リ</sup>足、而近代旁子細面々所望之間、及<sup>ヒ</sup>數輩、

何の由緒なき諸人の、濫りに出入するは、尤不可なり。關白執政の人、并に其の子息などは、論ずる迄もなく差支なし。其の外は避<sup>サ</sup>り難き御外戚の大臣納言たち、兩三人にて事足るべし。而るに近頃は方々色々の子細にて、面々希望して數人に及びたりとなり。「旁」は、俗言にアレノコレノといふ意なり。

御乳父必可<sup>ル</sup>聽、御外舅勿<sup>モ</sup>論、乳父子一人ナドハ聽<sup>ル</sup>之、院ノ御時高能、新院ノ隆衡、當時、範朝、類也、崇德後白河御時實行兄弟不及<sup>サ</sup>左右、高倉院、御時、時忠、院、信清、當時、範茂ナドハ、雖難

比<sup>レ</sup>彼輩聽<sup>ニ</sup>之、

「乳父」は御乳母の夫<sup>ヲ</sup>「外舅」は后宮女御などの父君兄上などなり。「高能卿」は持明院の別流、保能卿の男なり。階梯に按能保卿ノ女爲<sup>ニ</sup>後鳥羽院乳母とあり。「隆衡卿」は四條隆房卿の息、「範朝卿」は、其の妹兼子、順德帝の御乳母たりし由、階梯に見ゆ。

「實行兄弟」、すべて五人あり。中にも實行實能卿等崇德帝に近侍し、直衣聽されなどしてありし事、今鏡鳥羽の御賀、また「春のしらべ」の段にも見ゆ。いづれも崇德後白河兩帝の御母、待賢門院の御はらからにはおはせしなり。扱此の兄弟を、不及<sup>サ</sup>左右とかいせ給ひしは、右の如き内縁おはする上に、家格官位とも、上臈の人にておはすれば、臺盤所の出入を聽されたるも、理りにて兎角の論に及ばず、との聖旨なり。「時忠信清範茂」は、高倉後鳥羽順德三院の御外舅たり。此の人々の身分は、彼の實行が輩には、比しがたき下臈なれども、亦出入を聽されたりとなり。

御師匠人依<sup>テ</sup>召參例也、侍讀人候<sup>ハ</sup>鬼間、依<sup>テ</sup>召參常事也、院<sup>後鳥羽</sup>御時實教爲<sup>シテ</sup>御笛師參<sup>リ</sup>、依<sup>レ</sup>彼例



近日定輔度々召入、後々ハ又雖不召參入、八條左府并敎家卿ナドモ、良久不聽、依所望聽之畢、

凡て藝能の御師範たる人々は、召によりて臺盤所に立ち入るなり。學問の御侍讀は、常は鬼ノ間に候し居て、召により彼所に參るを例とす。鬼ノ間は清涼殿の條にいへり。定輔は順徳院の琵琶の師なり。「八條左府」は、月輪攝政兼實公の四男良輔公を申す。

「敎家卿」は後京極攝政良經公の二男にて、共に名家の公達なり。

近日聽人々關白、八條左府、左大臣、右大臣、良平、敎家、基家、敎實、此人々云事、寄云其人、不及左右、賴實又勿論、忠經公繼、又師經坊司也、

當時臺盤所に入るを聽りたる人々には、關白家實公をはじめ、前掲の八條良輔公、道家家通の左右大臣等なり。此の人々は世上の思はくも、其の人柄も、子細なく聽さるべき人、又忠經等は、順徳帝東宮の時の官人なればとなり。

「寄」とは寄託の意にて、頼みにおぼしめす職をいふが元にて、(其の證は續日本紀三

代實錄の詔等に、寄重務繁また寄重責深とも、職原抄に大納言の職を爲重寄ともかけるにて知るべし)一轉しては世間のおもひなしの事にもいへり。(其の例は源語「桐壺」に一の御子は、右大臣の女御腹にてよせ重く云々「藤のうらはは」大方のよせおぼえより始めて、なべてならぬ御有様かたちなるを云々「明石」に位高く時世のよせ今一きはまさる人云々など見ゆるにて心得べし)扱此の條は、職責の事にはあらで、後の意にて、世の思ひなしといひ身分といひ、入立を聽して差支なしとの義なり。

信清以時權勢參入、定輔、乳父範光、資實、光親、有雅、範朝、範茂、皆有謂、然而濟々無極、花山院御時、三條關白不被聽、尤可有秘藏事、歟、院御時依御乳父智公經參入云々、

「信清」は中ノ關白道隆公の末にて、後鳥羽院の御母、七條院の御兄なれば、院の御時より今に至るまで、權勢比ひなし。此の外定輔は御藝の師、範光資實等は、或は御乳母の父、また夫などにていづれも謂はれ緣故のある者なり。「濟々」は詩經の語、衆多の義。「二條關白」は、小野宮、大臣實賴公の息、賴忠公をいふ。公の御女澁子と申



すは、花山院の女御たりしかど、如何なる故にか。臺盤所に入らず。是れには、秘密の事情あるべしとなり。「秘藏」の字、漢書などには、秘密の義につかへりとぞ。扱後鳥羽院の御時、西園寺公經は、院の御乳父の女婿たりし縁にて、参入したりとなり。

(廿一)聽直衣事

「直衣」は公卿の平服なり。凡そ禁中に入出し、君前に伺候するには、束帶ならざる可からず。(直衣束帶の制は裝束圖解に委しく記したれば不案内の人は往見せよ)然れども、特許を得れば、直衣のまゝにて、君前へも出づる事あり。それは三位以上の人を通例とす。其の以下は、特例と謂ふべし。こゝにそれらの制度、慣例を記させ給へり。

聽<sup>イリタテ</sup>入立<sup>マリテ</sup>之人、定聽<sup>マリテ</sup>直衣、其外侍讀聽<sup>マリテ</sup>之、不然人不聽、可然人少々聽<sup>マリテ</sup>之也。

「入立」は階梯に、按以聽臺盤所参入之人稱入立、或稱簾中入立也、とある如く、臺

盤所に入出する事の名稱なり。十訓抄卷二の中に「成範民部卿(信西入道の子、平治の亂に流罪)事ありて後召しかへされて、内裏に参られたりけるに、昔は女房の入立にてありし人の、今はさしもなかりければ、女房の中より、昔を思ひ出でて、「雲の上はありし昔にかはらねど見し玉だれの内やゆかしき」とよみて出だしたり云々とあるにても知るべし。通例此の入立を聽さるゝ際は、身の程の高下に拘らず、直衣の御免もある事なり。されば御侍讀の學士なども、直衣聽し給ふなり。

五節帳臺御供人、一向上古近臣也、而近代偏清華、崇德御時、實隆、通秀、實行、實能、一夜聽<sup>マリテ</sup>之、准<sup>ジテ</sup>之高倉院御時、時忠候帳臺御供、世人嘲之、

「五節帳臺」の事は、公事根源に「十一月中、丑ノ日をば五節、帳臺、試といふ。常寧殿にて、主上御覽あり。五節、舞姫は五人なり。参りの儀あり。うちく参るをば曉座といふ。皆参りとゝのほりて、帳臺に出御なり。殿上人ども脂燭に候ふ。主上御直衣に御指貫にて、御沓をめさる。主上の指貫をめさるゝ事は、此の外はなし」と見ゆ。



此の時の御供には、往古専ら近臣のみなりしを、後世に至りて、「清華」の家の人々となれる由なり。「清華」とは、三公にも任せらるべき家柄をいふ。

崇徳天皇の御時、家隆等四人、いづれも待賢門院のはらからにて、帝の御伯父にあたれば、一夜に四人とも直衣の勅許ありきとなり。此の例に准じて、高倉院の御時、御外舅なるを以て、時忠直衣の勅許ありしが、世人は之を嘲りぬ。その故は、彼の實隆等兄弟は清華の公達にて、謂はゆる上達部なりしかば、人もゆるしぬ。此の時忠は、諸大夫家とて、攝家に附屬する程の家柄なればなり。

近日入立外聽人々太政大臣房内大臣公通公經家嗣依帳臺御供聽之、又忠信爲上鞠聽之、實氏參春宮之間聽之、賴平宰相之時無何聽上皇有御後悔、

此の頃御内縁などにて、入立の人々の外には、以上の大臣たち、其の外帳臺の御供により聽され、忠信一人は、蹴鞠の上手、是はた御師たるによりて聽されたり。又實氏といふは、順徳院東宮におはせし程に、出仕せし舊勞あればなり。然して賴平

といへる參議は、何といふ縁故もなきに聽されしが、これは後鳥羽上皇勅免ありし事を、其の謂はれなしとて、後に御悔悟ありきとなり。「宰相」は參議といふ官の唐名なり。

無何人宰相時不聽、崇徳院御時、宗能夙夜奉公聽、世人怪之、忠賴直衣始着之如何、御乳父御侍讀皆聽之、賴範爲長範時、賴也

普通の人、參議の時は直衣聽されず。崇徳院の時、宗能晝夜怠らす奉公の勞に報いて聽し給ひしすら、世人は之を怪みたり。まして、忠賴が始めて直衣を着せしはいかゞとなり、此の忠賴は、建曆二年十二月享年十四にて薨せし由、階梯に見ゆ。されば、いと少弱の年にして、直衣聽りたるを咎め給へるならむ。凡そ御乳父御侍讀は、皆聽し給ふ例なり。賴範等三人、いづれも御侍讀東宮の學士たりし人なり。階梯に見ゆ。

聽昇殿近代不謂是非、上古不輒、中古猶有勅、上古周侍臣昇殿、中古兩頭ナド爲其人、



歟、

是れより昇殿の御さだなり。近代はむづかしき事なけれど、上古は中々容易ならず。中古といへども、矢張勅命を待ちて昇殿せしなり。上古は周ねく近習の臣のみたり。中古に至り、藏人、頭などは、まことに昇殿すべき仁なるかとなり。藏人、頭は二員あるにより、兩頭といふ。

康保具平着袴日、民部卿奉仰云、參議重光昇殿、民部卿傳宣、重光下殿舞踏、仙院東宮同之、在衡中納言始聽昇殿、依親王參上時也、

康保は村上帝の年號、皇子具平親王御袴着の時、民部卿在衡其の時大納言にて、仰を傳へたり。となり重光は帝の御兄代明親王の息なれば、帝には御姪にあたる。

「舞踏」は拜禮の作法なり。拾芥抄に、舞踏事、再拜置笏立左右左、居左右左、取笏小拜、立再拜と記せり。左右左とは、袖中に手をさし延べて、左また右と、舞ふ如き姿勢をなし、沓踏みならずなり。此の事を萩原氏の源氏餘釋には、手の舞ひ足の

踏むを忘るゝばかり、忝き由を表したる唐さまの儀式なりと、源注餘滴を引いていへり。仙院東宮同之とは、上皇皇太子の御所にて、勅許を得て後、昇殿すべしとの義なり。在衡が中納言にて始めて昇殿聽されしも、具平親王の御供したるに依てなりとぞ。

(廿二)近習事

近習とは、天子親幸の臣と正字通にあり。

萬機被任叡慮、如此事繁多也、公卿如注前、聽簾中直衣類也、只夙夜侍臣等、不可疎遠、付其能參御前事、不謂親疎、只旦暮括上候也、

萬機の御政務、叡慮に在る上は、御用事尤も繁多なり。されば之を補佐し奉る公卿、近習の臣等なかるべからず。然る故に、公卿の簾中入立をするもの、直衣のまゝにて御前へ參る者等もある事、前に注し給へるが如し。此の上にも、晝夜近侍する臣等をば、疎遠にすべからず。其の才能に付いて、御前に參らん事、親疎に拘はり給



はずとなり。かくて此の近習の臣は繁多なる御雜事に役はるゝ者なれば、あけ暮、指貫の袴の括りを引き上げて、侍候するなりとぞ。

そも〱衣冠の時指貫をはくに、上括ジャウククリゲククリ下括ケヒスといふ事あり。或説に「上括」といふは、脛の上にて指貫の裾の緒を括ること、「下括」は蹠の上にて括るをいふと聞けど、それは近代の事なるべく思はる。そのかみ下括といふは、足を出さず、袋の口を括りたる如くするをいひ、上括といふは、足を出だして、蹠の上にて括りたるをいふなるべし。其の證とも思はるゝは、今鏡第八「花のあるじ」の段に、花園のおとど有仁公鳥羽院と仰せ合はされて、装束の衣文のさたなど、兎角つくろはれし事をいひて「此の大將どの、殊の外衣文を好み給ひて、上の衣などの長さ短さの程など、こまかにしたゝめ給ひて、其の道に優れ給へりける。大方昔はかやうの事も知らで、指貫オウカンも中ふみて、烏帽子もこはく塗る事なかりけるなるべし。云々とあるを思へ。此の指貫の中ふむとあるが、やがて下括の事にて、指貫を長うし、足を包みたる様に着

なし、括り緒の總フサを引ききて居たりけん事、當時の繪卷物にも其の證あり。此の頃には上下おしなべでの風俗なりけらし。されば、下文に「高倉院、御時近習不上括又或束帶也自院、御時以上括謂近習、などもかゝせ給へるなり。猶指貫の下括りのこと、装束圖解に委しく記せり。

高倉院、御時、近習猶不上括又或束帶也、自院、御時以上括謂近習也、高倉院御時、通親通資、泰通、隆房、經仲也、院、御時、信清、公經、範光也、御成人後濟々也、

前にも注せし如く、高倉院の御時までは、華美優長なる風として、御用繁多なる近習の臣も、上括せず。次に安徳天皇は幼主にまし〱、御在位の間も短ければさておきて、後鳥羽院の御時より、近習の臣に限り、上括したるなり。されば世に上括したる者を見ては近習と謂へりとなり。それまでは、近習の服装も、衣冠ならば下括。さらすは束帶なりし事、御文の上にて能く知らるゝならずや。

御祖父のみかどの御世に、近習の士には通親公を始め數人、また父帝の御時も、信



清等なりき。殊に御成人後は、なほ衆多ありきとなり。十五歳以上を成人とす。其の以下を幼主と申す。

予代始或坊官舊勞、御乳父之親知等濟々也、而自院皆被止畢仍當時雅清、爲家、資雅、宣經、範經等也、又重長常候、又敦通、宗平、經長等蹴鞠管絃友也、

「坊官」は、皇太子付の役人、謂はゆる春宮坊の官人なり。「親知」は親族親友、知人などの事か。階梯に開元遺事を引いて、張九齡少年時、家養群鶴、每與親知書信往々只以書繫鶴足之下」と記せり。御代の始めは、近習頗る多かりしを、父、院より止められて後、數輩になれりとなり。當時院政のまゝにて、かゝる事迄も干渉し給ひしなり。

雅清内々外記許不審事ナド令尋、又世人難之、但以職事被尋式也、内々事以近習令尋古來例也、而不知人難之、後白河院御時、通憲子供不補職事、亦皆如此傳奏例多事也、

「外記」は太政官少納言の次に大少各二人ありて、詔書を勘造し、また公文を讀申し

文案を勘署する等の事を職掌とするなり。「職事」は、藏人の總稱なり。主上より御下問の筋は、藏人を遣はすが本式にはあれど、表たぬ内々の事は、近習の臣をして尋ねしむる事、亦古來の例なり。然るに此の慣例、不案内の者之を非難す。然れども後白河院の御時、少納言入道の子息ら、藏人の職に補せず、近習の臣といふのみなりしが、此の如き事には、傳奏をも勤めたり。例多かる事ぞとの聖意なり。「傳奏」は上意を傳へ、下よりの言を奏上することなり。

(廿三)御持僧事

御持僧は、主上の御身の護り、御加持の師ともなるべく定まりたる法師なり。故に護持僧ともかけり。

於僧侶無雙清選也、古不過三人、次第加増及六七人、近代先俗姓後智行之間、美麗若僧事行粧着美服濟々、尤爲朝家無由、只戒行相應凡卑僧爲君第一歟、

主上の御持僧たらむ者は、衆僧徒の中にて、二つとなき清選をとげらるべきものな



り。然るに近代に至りては、僧の俗姓すなはち父祖の筋目、家柄のよきを先にして、學識德行を後にする所より、自然と年少の容儀ある僧、身の粧飾を事とし、美麗なる袈裟衣を着する者衆多なり。かゝる者は主上の御加持の爲に、何の由なき事なり。只主上の御爲には、道德堅固にして佛の戒を守り、修行よくして學徳相應せる凡卑の僧こそ第一なれとなり。

東寺一長者多候夜居、又山寺各一人、必可候三壇不斷之御修法、阿闍梨也、不動如意輪其中驗者必可加、且暮奉護身玉體也。

「東寺」は拾芥抄に「九條、高野、未云々」とある如く、左京の九條に在り。本名は延命山如意輪寺と稱する也。紀州高野の末寺にして眞言宗たり「一、長者」は統領なり。「夜居」は清涼殿の二間に、夜中侍候して御加持するをいふ。「山寺」は、比叡山と三井寺となる事、知らぬ者あらじ。山の座主も寺の長吏も、各一人、三壇不斷の御修法の阿闍梨として、候すべしとなり。「三壇」とは、不動、如意輪、金剛夜叉を三所の壇

に鎮めするて祈るなり、「阿闍梨」は僧職の稱、上にも略解せしが、源注餘滴に、釋氏要覽を引いて、「阿遮利夜、隋謂正行南山抄云能糾正弟子、行故」といへり。扱本文阿闍梨也とある下に、「不動如意輪」と小書せしは、後人の加筆にて、もと三壇御修法とは、不動如意輪金剛夜叉なりとの義を傍注せしが、いつしか金剛夜叉の四字を落し剩さへ本文の下にぞ攪入したりけんかし。「驗者」は加持に效驗ある僧の稱、これも御持僧の中に加ふべしとなり。

寛平遺誠忘本寺有制歟、然而其條近代僧雖不召禁中大畧忘本寺體也、

階梯に「按寛平御遺誠當時所傳本闕多、右之文不見とある如く、遺誠の中には、いかなる事を書かせ給へるにか。今窺ひ知られねども、此の條御記載の様によりて推し奉るに、御遺誠には、東寺山寺其外、寺格高く由緒ある寺の大徳長者を、御持僧に召されなば、自然とその本寺の務めを忘れ、己が行ふべき所に専らならねばとて其の事を制し給ひしならむ。然れども、近代は御持僧に聘せざるも、亦皆本寺本務



を忘れて、俗事を營む様子なりとの聖意なるべし。

最勝講之時、猶御持僧交證義候、簾外有其例、所詮不可過五人若六人也、及八九人尤見苦、近來法親王多之間親昵難捨、又攝籙親知等、凡貴種輩多、仍又眞實知法、人大切也、近如吉水可然人也、長其道者尤希如何哉、

「最勝講」の事は、公事根源に「大極殿にて（正月）八日より十四日まで、七か日の間、最勝王經を講せられて、朝家を祈り申し侍るなり。此の經、とりわけ國家を護持する功能あるによりて、荒玉の年の始には、先づ講せらるゝにや云々」と見ゆ。「證義」は、正月十四日最勝講のはての日に、内論義とて、御前に問者講師など、佛典の問答あり。此の時其の論の判者をば、證義と稱するなり。扱かゝる役をも勤むる事あれど、到底五人六人よりは多かるべからずとなり。然るに近來法親王多くおはしまして、主上の御親昵、捨ておき給ひ難きにより、やう／＼御持僧の中に加へ、又攝政關白などの縁者親族など、さり難きもありて、身分貴きが多くなりぬ。仍て眞實

に佛法に通ずる人大切なり。「吉水」とは、關白太政大臣忠通公の息にて入道したる、慈圓大僧正の事なり。京の吉水に住ひしかば、吉水僧正と申しなり。此の人の如きは、身分よき上に、學徳共にすぐれし人にて、御持僧としても然るべしとなり。御持僧付萬人重事也、仍間及奏事、但口入叙位除目尤不可然事歟、大望不叶定腹立、御持僧は何に付きても、人の重んずる事なり。仍て往々主上に奏請する事あり。但し其の中にも、群臣の叙位任官にまで口入し、周旋するなどは、尤も宜しからぬ儀なり。かくて其の希望の叶はざる時腹だちて、主上を恨み奉る様の事ありなば、御持僧たるかひなければなり。

自兒召仕者、近比多元服望藏人、申官位、末代彌此儀多歟、可有留意、

「兒」はもと乳子の義にて、小兒をいひしなれど、此の頃は又別に、寺院において、召仕ふ童をいふ。徒然草に「養ひ君の比叡の山に兒にておはしけるが」とも「御室に、いみじき兒のありけるを」ともある是れなり。當時は貴族の幼兒、門跡また御願寺



などの、格高き寺に入り、法親王さては攝籙の息にて、高貴の僧たちに給事し、成長の後、元服して仕官するもあり。又やがて御弟子となりて、剃髪するもありしなり。されば身柄貴き御持僧の、召仕ひし兒にて、寵愛ありしが、元服して仕官を望む場合に、御持僧の口入推擧する風行はれたりと見ゆ。是れより末にもいよく此の儀多からめば、頗る注意あるべき事ぞとなり。

御持僧人数及承久比ハタチ爲タリ八九人、尤不可然、凡承久末ニハ濟々如此、世末殊可慎事也、且不快、例承久東寺成寶道尊山尊快法親王、眞性、承圓、圓基、寺任、良尊、尊

「承久」は諸本「承元」とかけるが多く、階梯本のみ「承久」と記せり。「承元」ならば土御門天皇の御世。「承久」は順徳天皇の御世となる。學友和田博士は御持僧次第を證として、土御門天皇の御持僧は眞性承圓の二名のみなるに、本文東寺の注なる成寶以下尊快法親王等八僧は、皆悉く順徳天皇の御持僧として載せられたり。されば承元は誤りにて、承久の方然るべしと云へり。今これに従ひて初版に承元としたるを

改めつ。さて東寺の「成寶」は、勸修寺の流にて惟方別當の息。大僧正たり。是れは道尊僧正の辭せし替はりとして、御持僧になりたるなり。道尊は、白河院の御孫、以仁王の息。また尊快法親王は、後鳥羽院の第七皇子にて、梶井宮と申す。眞性は以仁王の御子、承圓は松殿關白基房公の息、これも梶井僧正と稱せり。圓基は普賢寺基通公の男、道譽は月輪攝政兼實公の甥、導任は圓基の弟、良尊は後京極攝政良經公の息なり。以上八人、一時に御持僧たるさへあるに、いづれも皇親か、さらでも攝關の近親たり。是等衆多は尤も然る可からず。末世殊に慎むべき事、不快の例と御後悔の趣なり。

(廿四)御侍讀事

學問の御侍讀を始め、その他技藝の御師範に至るまでの御さたなり。

紀傳御侍讀能々可有清選、世之所許明事也、東宮踐祚御書始以前、公卿勅使宣命草并御修法御祭文様物、坊時學士製之、又雖非學士專一人候之例也、



「紀傳」とは、大寶令の制に、大學寮に於て教習する學科に、紀傳、明經、明法、算道とてありし、其の中の一科なり。史記前後漢書、および文選爾雅を教習せしにて、謂はゞ史學文學の科シテなり。斯道の御侍讀を選むは、世人の是れならばと認めて、許すこと明らかなる上にすべき事ぞとなり。「踐祚」はもと即位に同じ。中古以後前帝の禪讓。又先帝の崩後を承るをいふ。(御即位は別に其の式を擧げ給ふ上にいふなり混すべからず。)  
 「御書始」は主上の御學問始なり。十二月庚寅また壬寅の日を用ひ給ふ由、前の踐祚の義とも、名目抄の注に見ゆ。扱公卿の勅使に參る事は、上にかゝせ給へり。其の時の宣命文の草案、並びに御祈サイモンクワンモンの祭文願文やうのもの、皆東宮の學士の製作すべき事となり。

「坊」とは皇太子の事を申す。もとは春宮坊とて、東宮の御用をとりさばく役所の名なるを、東宮立ち給へば、坊官も定まるにより、立太子の事を、立坊などいひて、やがて東宮を、單に坊とは申すなり。「學士」とは、大寶の制に、皇太子の御師範役

をしかいへり。「侍讀」とは、天皇御學問の師たる職名なり。「製之」の字、諸本「得之」に作るは誤なり。扱又學士の官にあらずとも、然るべき人御師範役として、一人は専ら侍候してあるべき例ぞとなり。

御書始、後御侍讀二人也、而三人又有例常事也、及四人雖有其例不甘心、况仲章横參、時及五人不可爲例云々、

主上御書始の式ありて後は、御侍讀二人たるべし。すなはち博士一人、尙復一人なり。尙復は復習し奉る職なり。然るに仲章が、推して御侍讀に候せし時は、五人に及びたりとなり。「仲章」は、源光遠の男、後鎌倉に下り、實朝右大臣が鶴岡拜賀の夜、劍を持し從ひ居て、公曉に斬られたる文章博士仲章此の人か。

明經、高倉院御時、清原賴業依才名被召、世人聽之、但不聽殿上、仍立御奉授、  
 「明經」は、詩書易春秋禮記周禮儀禮等を教習する學科なり。斯道の教師としては、賴業學才の名高かりしにより召されしを、世人も理りとてぞ聽したる。但しいまだ



昇殿を聽されざる身分ゆゑに、御縁の前の敷石に立ちて、授け奉りきとなり。「砌」は簷下の石だたみの所をいふ。

堀河院御宇、樂人清任奉授笛、天曆御宇秀高例也、但如此管絃地下御師匠尤無由、

是れより音樂の師につきて御説なり。天曆は村上天皇の御世なり。秀高地下の身分なりしかど、管絃の上手にて召されし例により、堀河院にも、清任を召し給ひたりとなり。但し御學問の爲ならば、地下の學者をめさるゝも苦しからねど、遊藝の御師に、かゝる事のある、尤も謂はれなしとなり。

同御宇多忠方等給神樂曲、是不令絶家之故也、別儀歟、

同じ御宇は堀河天皇の御世を申す。地下の樂人忠方近方等に、主上の親しく神樂の秘曲を投げ給ひし事は、其の家業を絶たしめじとの、叡旨によれる故ならむ。是れは特別の義ぞとなり。此の忠方等の父助忠は、傍輩の嫉によりて、殺害せられし人なり。神樂、秘曲胡飲酒採桑老の三ヶ事、傳授の人なくて絶えむ事を歎き思しめし

遺子忠方兄弟の成長を待ちて、彼の曲を教へ給ひし事、古事談に見えたり。

管絃一條院十一歲圓融院被傳申、然大貳高遠爲御師範、其後近例堀河院御笛備中守政長鳥羽

院御笛太政大臣宗輔後白河院催馬樂資賢卿今樣遊女乙ノ前二條院琵琶少將通能高倉院御笛大納言實國院御笛實教予

琵琶定輔卿

管絃につきては一條院十一歳の時より、父圓融院御傳授あり。其の後大貳高遠教へ奉りし趣きは、枕草子などにも見えたり。以後近よりての例をあげ給へるは、一々注するに及ばじ。中に「遊女」といふは、此の頃江口神崎室等、船つきの場所に居て、歌舞を能くし、王侯貴人の旅情を慰めなどしたるものなり。宇多院も御堂關白も、遊女を近づけ給ひし事、諸書に見えたり。今樣は當時の唱歌部曲の類なれば、其の節譜は遊女など得意とせしものなるべし。

御經師誠有清選事、堀河院御時唯識論欲召永緣、匡房、雖爲大才猶非清淨ト思ヘリ、上古殊有選、後三條院明禪、萬人聽之、堀河良意寬治八年十月十四日於三一間已下准之、近院寬慶僧正也、



佛經讀誦の御師も。殊更清選あるべきなり。「唯識論」は、十卷、世視菩薩造玄舛譯と、拾芥抄に在り。此の經を習はん爲に、永縁を召さんとし給ひしに、匡房は彼れ學才あれども品行清淨の人に非ず思へりとなり。後三條院の時参りたる明禪法印の如きは、才行ともに萬人の許す所なり。良意の参りしも之に准せられぬ。近く後鳥羽院の經の御師寛慶僧正も、亦諸人に聽されたる人ぞとなり。

(廿五)殿上人事公卿侍臣ノ昇殿上古ノ大臣仰レ之雜補同仰之

「殿上人」とは、四位五位の侍臣、昇殿を聽されたるものを申す。之を仙籍を聽るともいふ。清凉殿の殿上の間に、日給簡ニツキウノフダといふありて、これに姓名を記しおければなり。其の由、具に上の殿上の條に述べおけり。此の段は、殿上人の作法舊例等を記させ給へるなり。

細注に「公卿侍臣」とある、公卿はもと攝關及び三大臣是れ公なり。納言參議散一位(散とは無官の意)二三位等是れ卿なり。以上をすべて公卿といふ。侍臣は四位

以下昇殿を聽さるべき近侍の臣をいふなり。

「雜袍」は直衣なり。直衣を聽さるゝ事既に上に在りき。扱侍臣以上の昇殿、および直衣勅許の議、上古の例は大臣より仰を傳へらるゝ由なり。此の細注十七字は、首書なりといふ説もあり。今階梯及び群書類聚本に従ふ。

廿日十夜上日、代々有沙汰レトモ猶難叶事也、於末代更不可相應、尤見苦シ、有御志之輩、雖爲卅日可候、近代六番猶難叶、只吉程可ヨキホドニ有沙汰一歟、

「廿日十夜」は、流布本類聚本等に、廿日十日とあれど、今は階梯に左經記蓬萊抄の文を證として、十夜とせしに従へり。此の意は、一月に廿日出仕し十夜宿直すべき事、歴代御沙汰あれども、猶叶ひ難く實行せられずとなり。「上日」とは、出仕當番の日數なり。扱上陳の次第なれば、末代に於ては、猶更彼の御沙汰に相應せず。殿上に出仕の者少なくして、寂莫たる體、尤も見苦しとなり。

「有御志之輩」とは、主上の御芳志を蒙る人にして、謂はば御寵恩を受くる輩なり。



特別に君恩を戴く者、卅日皆がらとても、祇候してあるべきに、近き比は、月に六番即ち六度の出仕も、猶叶はず。されば只宜しき程に、番を割りつけ給ふ由なり。當時公卿の懦弱懶惰想ふべきなり。

好華族之輩、自弓場殿參歟、不居渡殿下侍、是近日事也、中古雖有比類、近代様不似上古、不着臺盤、着又人笑之、不可說様也。

「好華族」とは、花美驕慢の振舞を好むの意にて、清華の家柄などをいふに非ず。もしは華飾の借字にもや。「弓場殿」は清涼殿の南、紫宸殿へ通ふ廊の程なり。「渡殿下侍」は殿上の圖に在り。其處には物せずして、弓場殿より殿上に參るなどは、頗る驕慢なる振舞なるべし。かゝる弊風、上古もたま〜其の類ひなきにあらねど、近代の様には非ず。

又上古は、殿上の臺盤に着きて食事せしものなるに、今はさる事をせず、たま〜着座する者あれば、人の笑ふに至りては、言語道斷謂ふべき様もなしとなり。

又華族之人不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>結番<sub>一</sub>云々、近<sub>レ</sub>太政入道<sub>實</sub>頼<sub>實</sub>頻<sub>辭</sub>、但又經宗兵衛佐時入<sub>レ</sub>番如何、更々不可<sub>レ</sub>依器事歟、非參議、大辨或<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>。

又家柄よき人は、番がはりの中に入らずといふ。近くは前の太政大臣入道頼實、頻に上番せん事を辭避せり。但し其の父經宗、左大臣、若くして兵衛佐たりし時、上番の群に入りたるはいかに、更々家格の高下に由るべき事ならず、となり。「非參議、大辨」とは、通例參議にして大辨を兼ねるを、是れは然らざるをいふ。

誠<sub>マコト</sub>幼少之人不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>之也、仍<sub>テ</sub>自然<sub>可</sub>然人被<sub>レ</sub>除<sub>近代</sub>芳心也、更非華族之儀也、寛治頃、關白息猶勤<sub>仕</sub>五位雜役、火櫃衝重等也、于時師忠云、我侍臣之時、猶被<sub>レ</sub>免<sub>如此</sub>役、況於<sub>レ</sub>執柄子哉、誠<sub>ニ</sub>然<sub>レ</sub>雜役<sub>尤</sub>不可<sub>レ</sub>然<sub>事</sub>歟。

國文中に於ける「誠」といふ詞は、物語のうち、ふと心付きたる別事をいはんとする時、又は事の端を改めて、他事を語らむとする時、發する語にして、雅語譯解に、「ホンニ」「オ、ソレヨ」などと譯したるが如し。右御文の首なる「誠」も、即ち國文に



いへると同じ詞なれば、其の心して見るべし。

「幼少之人云々」とは、十五才未滿の幼弱者は、結番に加へず。仍ておのづと然るべき身柄の人は、除かるゝこと、近代の覺召によりて、優免せらるゝ譯にて、更に華族高家なればとの儀に非ずとなり。階梯に、按近代幼少之人被除之、仍自然ニ華族之輩被除歟之様見是實非其儀、幼少之人者被除之間、華族輩早昇卿位仍自然遁入番事也、既經宗公十歲許、雅定公十三歲入番畢、被除幼少之人是又後鳥羽院之比、出來事乎、とあり。さる事情にぞよりけらし。

「寛治」は堀河天皇の年號なり。其かみは、關白の子息といへども、五位の殿上人のなすべき雜役を勤め、火鉢や又は衝重ツイカサネの、持ち運びをもしたりとなり。衝重とは、食物をすうる器にて、後世三方といふものゝ類なり。委しくは、調度圖解にあり。

「師忠」は、階梯に源師房公男と記せり。土御門右大臣とて、學才優長なりし人の息なり。

貫首五位藏人之間、一人必可候禁中、是舊記說也、近日侍臣タメ爲女會メカケ爲見物、如直垂參入、末代習中ニモ猶不可思議也、尤可爲恥事歟、

「貫首」は藏人、頭をいふ。是れ殿上人の首なればなり。なほ職原抄に、凡殿上事、頭以下職事所奉行也、依之聽昇殿輩、併以頭爲貫首、雖位階上臈、必著其座下、是流例也、と記せるにて知るべし。偕此の頭は二人、五位、藏人は三人の定員なるが、其の中各一人づつは、必ず禁中に留まりて、仕う奉るべき事、舊記にも見えたる事となり。「女會」は、女房女官に忍び會ふ事、「見物」もその局を見廻り、戯れあるく事なり。固よりしのびての事なれば、わざと直垂に様をやつして物するなり。かゝる風俗、從前の草子などに其の趣き散見すれば、今にはじまりたる事にはあらざらめど、當時は殊に甚しかりしならむ。「直垂」は、始め武士の常服にてありしが、當時は武家の風、禁中にも移りしなり。されど宿衛の武官などは、御目近くもかゝらぬ者なれば、さる略服にてもあるべし。公卿侍臣には、ふさはしからず、奇怪至極のふるま



ひ耻つべき事ぞとなり。

凡員數廿五人、具シテ六位ナ卅人、見寛平遣誠非職小舎人在此、外、近代童殿上希代體也、上古公卿十五六人時、殿上人及百人、貞觀寛平比、其後公卿及百人、殿上人計少尤無詮、况殿上役、追レ日繁多也、及フモ七八十人、有ラン何事哉、新院御時百餘人、當時七十餘人也、

すべて殿上人の員數廿五人、六位、藏人五人を合せて、三十人たる事、遣誠にも在る通りなり。「非職」とは、非藏人をいふ。是れは定員なし。職原抄に、重代諸大夫、中、未補藏人之間、先遂昇殿、此云非藏人、又云非職之者云々とあるにて知るべし。「小舎人は小舎人童の事にて、謂はゆる「童殿上」の者なり。是れは高家の子息の、出仕する例なり。此の童殿上と、非職の昇殿する者とを除きて、卅人の定めなりしに、近代は一向小舎人童の出仕、希れなる様になれりとなり。

「貞觀」は清和天皇、「寛平」は宇多天皇の御代なり。昔は公卿に比して、侍臣の數多かりしに、近代は公卿の員數いよゝ増加して、侍臣の數の減少するは、尤もいふがひなき事ぞ。殊に殿上の御用、逐日繁忙を加ふるをやとなり。新院は土御門院を申す。

抑、補所々別當事、殿上所宛、外、公卿侍臣補之、上古多頭仰藏人、所謂上古織部司雅樂寮別當、可然侍臣也、或又公卿也、康保中納言伊尹爲雅樂別當、又兼通爲天王寺別當、醍醐寺元興寺等、皆補之也、

「所々別當」とは、内御書所、進物所、御厨子所、作物所などの別當となるをいふ。別當とは、本官ありて、又別に勾當する職事あるをいふ稱なり。「殿上所宛」とは、もと大臣卿相を以て、諸寮司を始め内教坊進物所等、またおもなる寺院等の、別當にも檢校にも宛てられて、其處の肝煎キモイリの如くにして、萬事の後見ウシロミをせしめし事にて、毎年行はれし一つの定例なりしなり。かくて當日、主上御引直衣をめして、晝、御座に出御あり。關白も廣廂の圓座に着かる。藏人、頭、勅を奉りて、殿上の上戸より廣廂の南妻に參進、御氣色によりて、所宛の書立交名カキダテカウミヤウを奏覽するなり。玉藥承久二年



三月廿五日の下に委しけれど、長文なれば引き載せ難し。(按ずるに、大臣家などにも、年中の諸式日、節供などの世話する人々を、前年取定めおく事ありて、之をも猶所宛といへる事、家ノ記などにあまた見ゆ。それに對して、朝廷に行はるゝを、殿上所宛とは稱するにや。)

次に「殿上所宛外公卿侍臣補之云々」とか、せ給へる趣を按ずるに、是等の別當檢校に宛てらるゝは、此の頃大かた、殿上人のみに定まりたりけむ。然るに、上古は公卿侍臣も、皆寮司寺院などの、別當ともなりし例あれば、殊に其の由を記して、戒めたまふ所ありしにて、玉藥に記載する所、大臣納言等の人々、各、所々の別當に宛てられたるは、此の折しも、帝の聖斷もて、時弊を革めて、古例に復へさせ給ひたるにはあらじか。姑く記して後考を俟つ。

さて、上古は大かた藏人、頭より、五位、藏人に仰せて、其の人に傳ふとぞ。中にも錦綾細羅雜染の事を掌る「織部司」、また雅曲雜樂正舞樂人の事を掌る「雅樂寮」の別

當の如きは、侍臣中然るべき人を選び、或は公卿を以て之に補すとなり。其の例として擧げ給へる、伊尹兼通の二公、いづれも上達部にして、大臣にもなられし人なり。康保は村上天皇の御宇なり。

謹んで按ずるに、此の段末世に及びて、侍臣の作法しどけなくなりたるを、慷慨したまへる御氣色、いちじるしく御筆端にあらはれさせ給ふ。此の頃は、既う御心にしたに、鎌倉征討の事覺召し立ちけん程なれば、さこそはと恐こくなむ。

(廿六)藏人事 殿上ノ小舍人、藏人奉  
レ仰下ニ知ス小舍人、

「藏人」は、嵯峨天皇の弘仁年中に置かれたる職なり。名義は御藏を掌る人といふことにて、元は殿上に侍して、機密文書及諸訴を取り扱ひしが、後には書籍の類のみならず、服御の器物などの出納をも掌る様になりぬ。かく常に主上の御身近に在りて、諸務にあたるより、古來の少納言侍從等が、近習宣傳の職も、いつしか藏人の方に移りて、威權雙ぶものなき様にも至りしなり。委しくは職原抄及び



其の注どもを見るべし。さてこゝには、五位六位の藏人を補する事を記し給へり。細注は、流布本階梯本ともにのせず、唯群書類聚本のみ在り。「殿上小舎人」は、例の殿上童をいふなり。

員數五人、中古六人常事也、七人有例、隨テ不レ置五臨時、叙爵尤可止事也、公卿侍臣息、幼少ナドハサモアリ、只諸大夫等子、預臨時叙爵尤無由事也、

員數五人は六位、藏人の數なり。凡そ藏人所には、別當一人、大臣公卿の人これに補せられ、次に頭二人、四位の殿上人中より選まれ、五位、藏人三人、六位藏人五人、(後四人)非藏人數人(定員なし)以上昇殿を聽されたるもの、此の外地下の輩數人あり。さるに六位、藏人定員を超えて、七人にも至る例あり。かゝる時には五位、藏人を一切置かれずとなり。

「臨時、叙爵云々」は、六位藏人の五位に進む事に付いて宣給ふなり。凡そ叙位の儀は、毎年正月五日六日の程に、定まりて行はるゝ事なるが、六位藏人は六年の勞を積み

て後、五位に進むべきなり。然るに其の定規によらざるを、臨時、叙爵とはいふなり。但し公卿侍臣の子息などの、六位にてあるは、たま〜臨時、叙爵も已む事を得ざれど、其の外は不都合なりと也。こゝの由なしといふ詞は、雅言集覽に、ヤクタイモナイと譯したる、能く當れり。

「諸大夫」とは、元位階の名にて、四五位の通稱ともいふべし。然るに、又別に「諸大夫家」と稱するは、もと攝關大臣等のサブツヒドコロ侍所に候し、恪勤してなりのぼり、殿上をも許され、高官にも進む家をいふ。されば甚だ紛らはしく思はるゝるを、職原抄藏人所の條に合せ考ふれば、こゝなる諸大夫は、諸大夫家の事ならで、猶四位五位の地下の人を宣へる事決し。ウツナそは職原抄六位藏人四人とある條下に、重代、諸大夫、中、不放埒、有器量之輩補之、地下、諸大夫多以之爲先途と見えたるが、近藤芳樹翁の標註に、諸大夫とは殿上人に對する稱にて地下のこと也。然らば地下の二字贅言にやとおもふに、さにあらず。上の重代、諸大夫も此の地下、諸大夫も、共に諸大夫家とい



ふ家柄の事にはあらで、誠に四位五位の諸大夫なるを云ふ。代々四位五位にて、諸大夫の稱を失はざる地下の者の、いまだ六位の時、藏人に補せらるゝを先途とする也。云々とあるに照らし合せて、御抄の諸大夫も、彼の諸大夫家の事にあらざるを知るべし。かゝれば、此處に記させ給へる御旨意は、四位五位の地下人の子にて、たまたま六位、藏人たる者の臨時に叙するは、尤も其の謂はれなしとなり。

凡望成業者、多年被<sup>レ</sup>越<sup>レ</sup>人<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>叙<sup>レ</sup>爵<sup>レ</sup>例也、而近頃一二臈叙留、尤不可爲例事也、

「成業」云々とは、菅家江家などの、學業の家より出で、六位、藏人になり居て、それより式部、丞文章博士などになる事を得れば、それを望みて、久しく六位、藏人になり居るなり。「不叙爵云々」とは、五位の叙爵を辭するを、例とする由なり。「一二臈」とは、まづ六位藏人の定員四人の中、第一を極臈といひ、第二を差次、第三を氏藏人、第四を新藏人といふ。その極臈と差次とを、一二臈とは宣給へる也。「叙留」とは、五位に叙せられながら、猶留まりて藏人の事務にたづさはり居るをいふ。そも

そも六位、藏人は、六年の勞を積み、巡爵とて、當然五位に叙せらるゝ例なるが、元來五位、藏人には、定員ある事なれば、やがて五位、藏人に昇らむ事、甚だ難し。さる時は、藏人の職を去りて、唯なみの五位となり、昇殿だにも叶はぬなり。(藏人は職によりて六位にても昇殿すれど、其の職を離るれば、五位に昇るも猶地下になる事、是れ例なり)。而るに近き頃は、一二臈まゝ叙爵に預かりながら、留まりて藏人の用務を執る事のある、是れ非例不法なりとなり。

按ずるに此の條に職原抄の文を對照して見んに、同書六位、藏人の條に、藏人者不依年齒、老少以當參、次第定上下至千極臈者必預巡爵、若有奉公之志者除其籍、更加末座也、とあり。近藤氏の注に、奉公は常侍昵近などいはんが如し。除其籍云々の籍は、殿上日給、簡なり。此の簡の第一段の頭に記せる、極臈の名を除き、新藏人になりて、尾に名を入るゝなり。之を「逆退」といふ。されば此の時五位に進むを辭して、元の儘の六位になりて、極臈の席は、既に六年の巡を経たる故に、新藏



人の席にかへりて、又昵近奉公をす。是れ逆退の義なり。といへり。  
近代左道藏人等、如浮雲之類、被<sup>ル</sup>補<sup>コト</sup>此職生涯、面目也、仍付萬事、存<sup>シ</sup>華族、作法失<sup>レ</sup>禮、只可<sup>レ</sup>然之輩、更不可<sup>レ</sup>存<sup>レ</sup>此趣事歟、

「左道」とは、道ならず横しまなる意、「浮雲」に論語述而篇に、不義にして富貴なる、浮雲の如しとあるにより給へる由説あり。さる典據まではなくとも、猶良からの事に宣給へるならむ。器量家格、さまでもなき輩の、六位、藏人に補せらるゝは、生涯の面目なり。しか名譽あるに就いては、自然と心傲りて、萬事花美に、作法禮を失ふ事も多し。然るべき藏人は、更々かゝる趣きあるべからずとなり。

叙爵、月内、或次、月還昇<sup>スルコト</sup>先規纔有<sup>ル</sup>兩三人、當時家光範經二人也、藏人給<sup>フ</sup>御衣、只時被<sup>レ</sup>給<sup>ナド</sup>ハ不及<sup>レ</sup>子細、初參之時、可<sup>レ</sup>然人子ナドノ外、不給也、昔天曆御時、雅材給<sup>ル</sup>裝束、自内藏寮調進、堀河院御時、又御乳母調<sup>レ</sup>之給、是等、又別事歟、

「叙爵、月内」云々とは、六位藏人の五位に叙せられたる者、其の月の内か、或は翌

月になりて、五位たるを辭し、再び舊の六位藏人に還りて、昇殿するを「還昇」といふ。かゝる先例は、(昔は幾人もありしが、今天皇の覚え給ふ限りは)纔に兩三人、さし當りての今、家光範經の二人ぞとなり。又藏人に主上の御着<sup>キ</sup>ふるしの、御衣を給ふ事は、勤仕中、何とつかず給はるは子細なし。初任の拜謁の時、下し賜はるは、然るべき高家の息などに限る儀なり。昔天曆の村上天皇より、雅材に賜はりしは、内藏寮より調進し、堀河院の御時は、御乳母の調進せしを、下賜せられし事もあれど、是れらは御着ふるしにてはなく、新調の裝束にて、前の例とは別事ぞとなり。儲、至尊の御料の御衣に、麴塵の御袍と申すがあるは、其の色、山鳩色なれば、やがて青色の御袍とも稱す。これを藏人に限り、賜はりて着用する例、職原抄に見えて、枕草子などにも、六位藏人の青色とかける、やがて是れなり。然るに、昔村上の御時、雅材の賜はりたるは、この青色にてはあるべからず、通例の裝束なるべし。さるは御裝束とかき給はぬ上に、今鏡第九、あしたづの段に、藤原、雅材といふ秀才



を、藏人にめされんとて、「出で仕うまつらむに、装ひの然るべきも叶ひがたくやあらむとて、内藏つかさに仰せられて、内藏頭調へて、さまざまの天の羽衣賜はりてぞ参り仕へける。」とあればなり。天の羽衣とは、或時は主上の御浴衣の事をいへど、こゝは只美麗の装束と云はん程のことなり。堀河院の例は、階梯に、按寛治八年家保初参給之事歟とあり。

五節帳臺、夜指貫、淵醉、日藏人給着有例事也、其有何事、又参之時、御前召之、非藏人轉職事時者不召、可然人子、又幼少者ナドハ夜参、又二日三日マデ召尋常事也、成長凡卑者七日也、暑氣寒天五六日マデ召故實也、

「五節帳臺」は上にあり。主上御直衣指貫をめさるゝ事、此の時の外はなし。「淵醉」は、深酔の義なり。帳臺、試の翌日、すなはち寅の日の事なり。公事根源に「寅、日は殿上の淵酔あり。朗詠今様などうたひて、三献はて、亂舞あり。云々と見ゆ。此の時藏人に下し賜はる事、古來の例となり。大槐秘抄にも五節の参りの夜ならぬ限り

は、御指貫たてまつる事候はず。昔はめしけるに候ふめり、今はおほかたさる事候はず。御指貫の紋は、窠の文をめすに候。これは御うへの衣キヌの、袴の文をめすに候。たゞうど、窠の紋の指貫はき候はず。藏人の此の指貫をおろして着るは、常の事に候」とあるにて知るべし。又始めて藏人になりたる者は、御前に召さるれども、非藏人より昇進して、六位藏人になりたるは、別に召されず。職事は六位、藏人を謂ふ。次に二日三日まで召とは、初参の者に限る事にて、いまだ殿上の作法も不案内にて駈使に馴れぬ故に、其れらの事に習熟せしめん爲なり。

「凡卑」とは、上の可遠凡賤事とある條に、凡卑、限六位、藏人、下臈女房也とかへせ給へるに、考へ合はすれば、成長したる六位藏人を申すことしるし。良家の子の幼者は二三日、成長したる下臈は、七日留めおかるゝ例なるが、暑寒の節は、五六日にて退出を免し給ふとなり。故實とは、正しき舊例といはんが如し。國語の註に、故事之是者とある事、上にもいへり。



召<sup>ニハ</sup>朝餉<sup>ニ</sup>古藏人一人具<sup>シテ</sup>參<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>、以<sup>ニ</sup>内侍問<sup>ニ</sup>、年是流例也、又非朝餉<sup>ニ</sup>、隨時召<sup>ス</sup>便宜之所例也、高倉院御時常如此、

「朝餉」の事は、上の清涼殿の條に註せり。昔は、古參の藏人、新參の六位藏人をもなひて參る。其の時内侍を以て、彼れが年齢を問はせ給ふこと例なり。又朝餉ならず、便宜の所に召さるゝ事もあり。

又初參吉書、其<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然者ナドハ、召<sup>ニ</sup>朝餉<sup>ニ</sup>、不<sup>ル</sup>然付<sup>ニ</sup>内侍出<sup>ス</sup>清涼殿、希代例也、予<sup>カ</sup>家光時出<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>、高倉院御時資實例也、召<sup>ニ</sup>御前事<sup>ニ</sup>、非職同<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>、

「初參吉書」とは、初參の藏人の、吉書の奏をなす事なり。藏人の吉書を奉仕する作法は、侍中群要にあれど、繁文なれば引かず。「吉書」の奏は、建武年中行事公事根源などにも見えたるが、年甫の政始をはじめ、徙移の後、喪服解除の時など、よろづ物事のあらたまりたる後、吉日良辰を擇びて、始めて文書を奏覽する儀なり。さてこの條は、吉書を持參する者、たとひ新參の藏人にても、身分よき者ならば、直

に朝餉に召し入る。さもなき身柄の者ならば、内侍につきて、晝の御座に出だすべきなれど、是れ希なる例ぞとなり。

非藏人四人也、間五人也、六人有例、不可然事也、云々、公卿侍臣子外、自家直補<sup>スルコト</sup>藏人無<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>、諸院宮人判官代也、

公卿侍臣の子息の外は、まづ非藏人となり居て、藏人にも昇進するなり。家より出でて、直ちに藏人に補せらるゝは、なき事ぞとなり。公卿の子の外にて、非職を歴ずして藏人に補せらるゝは、諸院として、上皇女院の御方々、又皇族宮方の藏人や、判官代やなどなり。拾芥抄院司の條下に、判官代、五位或四位、六位、また藏人四人などある如く、これは院宮などの庶務をとりさばく役人なり。

凡補藏人道有淺深、第一公卿侍臣子、是不及左右、第二非藏人、第三執柄、勾當、第四院藏人、并母儀藏人、后六位等、第五所雜色、第六成業、第七所々藏人判官代、

「執柄、勾當」とは、攝關家の庶務を掌る者の稱、「母儀、藏人」は、皇太后女院等の藏



人にて、「后六位」とは、階梯に皇后杯之六位、進等也とあり。「所、雑色」は、後に委しく記させたまへり。「成業、儒」は、文章明經の儒生にして、院宮の藏人判官代となりける者の由、階梯に見えたり。所々の藏人判官も、院宮を始め、諸王攝關家などの、身うちの人々なり。

按ずるに、右の中「后六位等」の一句、階梯の説はあれど、いかにぞや思はる。校本に、各六位とあり。院并母儀の藏人、いづれも六位の人たちとの儀ならむ。此の方從ふべきにや。

凡補藏人延喜天曆御記頭奉勅向大臣亭仰之、又召御前仰之、或又彼御時内侍宣也、頭已下五位藏人下知之、小舍人向彼家也。

此の一節、藏人を補する手續を記させ給へる也。階梯にも、西宮記臨時藏人頭以下、事、所、別當於御前定之下藏人々々、仰出納云々とありて、所、別當は左大臣なれば、頭の勅を奉じて行き向ふ大臣は、やがて所、別當なり。召御前も猶上の大臣の

事なれば、畢竟するに、別當より宣下する由なり。是れ本儀ならむ。然れども、又彼の延喜の御時、「内侍宣也」とあるは、勾當内侍勅を奉じて、直ちに頭に仰する事にて、これも古き例なるべし。頭以下云々とは、内侍宣は頭に限らず、此の以下五位の藏人にも、下知する由なり。小舍人の彼の家にむかふ事は、上にも引ける、今鏡第九あしたづの條に其の證見えたり。

(廿七)藏人所、雑色

「雑色」とは、もと服色の定規ある位袍を、着する事能はざる無位の者を、稱せしなるが、遂には一つの職名の如くなれるなり。

本員數八人、代々皆轉藏人、仍公卿子孫又可然諸大夫多補之、近頃少々相交、但多良家子、不可說僧子、并不知父如何者等補之、尤不可然事歟。

雑色は、身柄なき者なれども、多く六位、藏人にも轉する者なれば、公卿の子孫や、然るべき諸大夫たちの補せらるゝ例なり。諸大夫の事前にいへり。近頃は公卿子孫



と諸大夫と相交りて奉仕すとなり。

「良家」とは、諸大夫の良家なり。そもく諸大夫の内に、名家良家の別あり。才學にて登庸せられたるを名家といひ、八省の輔、諸寮の頭などに任じたる類を、良家といふ。諸大夫の家柄にていまだ六位なるほどを、六位、諸大夫といふなりと、近藤芳樹翁のいへるぞ簡明なる。元來所、雜色は、公卿の子孫、或は名家の諸大夫よりも補せられたりけんを、當時は多く良家の子たちなりとなり。「不可説、僧ノ子」とは、種姓良からず、いふにも堪へざる僧の、いまだ在俗なりし頃の子をいふ。不可説の三字を、上に付けて讀めるは宜しからず。

雖爲諸院宮判官代藏人、不可着指貫、只狩袴體也、東遊時持陪從和琴是左道、役也、然而付職如然事恥思、非重代者所爲也、更々不可在劣儀、歟、上古上卿仰之、近代頭下知藏人、藏人仰出納下名簿、

院御所、女院、三宮の御方々の判官代藏人と云はれし者も、新に雜色に補せらるれ

ば、指貫を着せず。只狩袴にてあるべしとなり。指貫と狩袴との差別をいはい、「指貫」は八幅にて、裏あり。「狩袴」は、指貫に似たるものながら、前四巾、後二巾、合せて六幅にして裏なし。又指貫には綾織物を用ふれども、狩袴は白布に限ること本儀なり。

「東遊」は神樂の曲名なり。「陪從」とは賀茂八幡などの祭典の日、舞人其の社に参りて舞をかなづ。其の舞人に従ひ、笛吹き琴弾きなどする者の稱にて、舞人に陪り従ふの義なり。江家次第第十一、賀茂臨時祭の條に、次使歌人等参進於竹臺邊發歌笛、所、雜色若衆、昇御琴云々ともある如く、禁中に於て試樂の時には、仁壽殿に参る間御琴を昇く事、昔よりの例なり。是れ雜色のなすべき道ならぬやうなれども、職として此の如き事を、耻かしく思ふは、新參にして故實を知らざる者の所爲ぞとなり。「非重代」は、祖先以來此の職を勤めしにあらす、謂はゆる譜代奉公の者ならで、己れ一代のなり上り者をいふなり。



扱此の雜色に補せらるゝは、上古は當番の公卿より傳宣せしを、近代は、頭なる人藏人に下知し、それより出納に仰せて、雜色の名簿を下す事になりぬとぞ。「名簿」は聞書に「其の補する所の人名を、かきたるものにて、口宣の如きものなり。」とあり今の辭令書の類なり。

(廿八)同衆

是れ亦藏人所の下官なり。職原抄には、六位侍可然之輩補之とあり。

員數廿人也、又有官不可過一人、煤拂日月蝕席引役、又諸御裝束奉仕之時昇殿、佛名名調、猶上簀子、廿人内少々召仕、近候御壺流例也。

「有官」とは、別に本官ある者の、衆を兼ねるにて、是れ一人より多かるべからずとなり。「煤拂」は、上古毎月晦日に行はれしにや、延喜民部式又左右兵衛式にも、毎月晦日令諸司、仕丁掃除とあるにて知るべし。後には、十二月晦日に行はれたりと見ゆ。梅園日記に俊頼朝臣の散木集云、年の暮の歌とてよめる「さらひするむろの

やしまのことどひに身の成り果てん程を知るかな」顯昭註云、さらひするとは濯とかけり。掃除する事なり。むろのやしまとは、竈戸をいふ。除夜に民の竈戸をさらひて、來んずる年の内の事の、吉凶皆見ゆといへり云々、宣胤卿記云、永正元年十二月十九日、朝陰、屬晴、比屋煤掃、亂以前晦日式日也、云々とて、此の外にも一二條の證文を掲げつれど略す。「日月蝕」の時の作法は此の御抄の奥にかゝせ給へり。「席引役」とは、彼の條に、以席裏廻御殿云々とありて、何物をも、月蝕の光にあてじと、席を以て覆ふなり。猶末に委し。御裝束とは、殿内のしつらひなり。扱「所衆」は、昇殿叶はぬ者なれど、裝束奉仕の時に限りて、昇殿する也。されば枕草子えせものの所うる折の事、とある下に「御讀經佛名などの御裝束の所の衆」と記せり。「佛名」とは、毎年十二月十九日より廿一日まで、三日の間、佛像をかけ地獄繪の屏風を立て、諸人三世諸佛の名號を唱へ、六根の罪障を滅すころなり。事はて、名調あり。所衆瀧口まで皆なのる」と公事根源に見えたる是れなり。「名調」は、謂



はゆる名對面の事にて、殿居の侍臣、互に名を問はれて名のる也。江家次第第十一に、名對面、所衆著、出納在末瀧口參、出居、將問曰誰々加陪公卿以下次第稱名六位とあるにて知るべし。かく日月蝕の時の敷設、殿内の裝飾、又は佛名の名謁の爲には簀子まで昇るなり。御壺は小庭なり。三人か五人かは、御庭前にて御用を勤むる事あり。是れ昔よりの例ぞとなり。

或給所々公役、又上日給之、公役關白直廬、又鳥犬等付不可過一兩人、有官者候御壺、高倉院御時康言也、

「公役」また「上日」の事は、階梯に按公役者關白直廬、又鳥犬等兩三人給之、又給上日者、勤小番之日數と見えたる如く、おほやけより命せられて、關白の殿居所の雜用に使はれ、或は鬪雞トリアハセ犬の世話などに付て雜用を勤むるを、「鳥犬等付」とは記し給へるにて、「上日給之」とは其の間、矢張上番の日數にかぞへられ、出勤せし日數となりて、祿を給はる事をいふなり。有官者にして、御壺の御用を勤めたる例は、高倉

院の時康言といふ者一人なりきとなり。「御壺」は御庭のこと。

藏人仰出納下名簿、六位著藏人所、所衆束帶付簡、藏人令付之、居湯漬之時、藏人退故實歟、

是の一節は、例の所、衆に補せらるゝ次第を、かゝせ給へるにて、「六位」は六位藏人を申す。所衆束帶とは、新補の人ならず、古參の衆束帶して立ち會ふ由なり。「付簡」とは、藏人所の簡に、衆の名籍を記入するをいふ。かくて後、湯漬の膳を賜はる例なるが、其の時藏人退座するが故實ぞとなり。

(廿九)瀧口

職原抄によれば、「瀧口」も所衆と同じく、六位にして武勇に堪へたる輩、之に補すべき由なり。瀧口といふ稱は、階梯に、按宇多御宇撰能射者令候御所邊、其所御溝水所落聚也、仍號瀧口、候其所武士稱瀧口、後代爲名、とあるにて其の義を知るべし。



員數廿人、無有官、大略同所衆、但白地、不昇殿、公役體同、但御船公役必瀧口也、着布衣、旦暮候砌下、九條關白殊制申、但非難歟、遠所勅使等公役隨仰奉仕、無定樣、又栽草木樣、雜役皆例也、

瀧口の出身も、大略所衆に同じ。但しこれは苟且にも昇殿する事叶はず。其の外の公役に奉仕する事は、猶所衆の如くなり。其の中にて、主上の御船にめされん時、之に奉仕するは、必ず瀧口の士に限れり。服制は「布衣」とて、布狩衣を着する也。かくて旦夕清涼殿の砌下に侍候す。然るを九條關白藤原良經公之を制して、本の瀧口の陣に在るべき由を申されしが、是れはさしたる難もなき事歟。また遠所の御使などに參るも、仰のまゝにて、別に定まれる法もなし。又草木の栽る替へなどの雜役は、皆瀧口のなすべき例ぞとなり。

無官或内舍人將曹志等補之、院宮親王公卿侍臣等舉申、頭下知藏人令仰出納召付、是れより例の瀧口に補せらるゝ者の資格なり。元來此の職に補するには、上文に無

有官とある如く、本官のなき者なるが、或は内舍人として、中務省の官人にて然るべき者、又は近衛府將曹、衛門兵衛府の志などは、其の官を帶するまゝにて、之に補せらるゝ也。而して院宮親王公卿侍臣等、之を推舉し、藏人、頭六位藏人に下知し、出納に仰せて瀧口たるべき人を召し、簡にも付けしむとぞ。

若有試藏人一人於左近射場試能射也、天德四年七人召加、又於弓場試、時公卿侍臣等試之、此等上古例也、凡學生試於弓場試也、

瀧口は、職原抄に堪武勇之輩補之とある如く、もと弓箭を帶し、禁中の警衛を職とする者なれば、武藝なかるべからず。仍て武術の試験あるには、藏人出でて左近の射場にて試むる例なるが、村上天皇の天德四年に、七人を召抱へられ、又禁中の弓場殿にて試みられ、公卿侍臣等之を試みぬ。但し是は上古の例なり。又凡て學生進士の試験も、弓場殿にて施行せらるゝ事ぞとなり。

(三十)出納



是れは校書殿に候して、納殿の御物出納を掌り、兼ねて藏人所の一切の事を奉行する事、御抄の本文に見えたる如きものなり。

三人、是藏人方一切奉行者也、夜陰外不衣冠、又候御壺體事無先例、堀河院御時如鳥鬪被召連、猶不甘心事也、

「出納」の員數は三人なり。白晝は白張裝束が例なる由、次條の御文にても知らる。「衣冠」とは、袍に指貫を着するをいふ。委しくは裝束圖解にしるしおけり。按ずるに、出納と次なる小舎人とは、卑賤の職なるに、自然と過差なる振舞をなし、上臈の如く、衣冠裝束などを好む事となりけんからに、夜陰の衣冠も潜上なれど、そは見ゆるし給ふ事もあれ。白晝は相成らずと戒め給へるならむ。猶次なる小舎人の條をも讀み合せて覺るべし。かく卑賤の職なれば、御座所の前庭などに侍候する様な事、先例なし。但し堀河院は鬪雞の時に出納を召連れ給ひしかど、宜しき事ならずとなり。「鳥鬪」の事末にあり。

而出納上古内親王大臣アト舉申藏人下知下名簿、學生明法等生諸國目ナド補之、

上古は内親王大臣などの、わが家にて召仕ひし者を推舉して、出納には補したりしなり。近代の例、學生にては明法科の者、または地方官の屬官などよりも轉補する由なり。

(三十一)小舎人

「小舎人」は出納と同じ程のものなるが、出納は御物の出納を掌り、之を持ち運ぶは小舎人なり。禁中名目抄の註に、殿上、間南、校書殿に侍候し、侍臣の雜事召仕の勤、公用には、殿上にも召す云々とあれど、苟且にも昇殿はえせぬ者なり。既に上の殿上の條にも、横敷、坤角、柱、付、蘇芳、綱、付、鈴、召、小舎人之時、藏人引之、とか、せ給へる如く、鈴の綱を引けば、其の音を聞きて、殿上、間の下まで參り、御用を承け給はるなり。

六人、近代及十二人歟、此等事更非本意、御成敗一向頭藏人計也、如出納、如雞鬪、參事彼



御時例ナレドモ不甘心、

小舎人の員數六人、増して十二人に至りし事、さらに御本意には非ずとなり。小舎人の進退賞罰、すべて頭や藏人の計らひによる事ぞと也。

近年萬事雖廢、彼等不見目、近代好華族、動存無禮、尤不可然、清涼殿御裝束時、頻好昇殿、予度々以藏人追下畢、

近年は朝綱弛みて、諸制廢れたりと雖も、猶彼の小舎人等には、目を見せ給はずとなり。「目を見せず」とは、上の威に懾服して、仰ぎ見る事能はざらしむる謂にて、小舎人等の増上慢を、すておき給はざる義なり。「華族」は華飾におなじ。華族を好むとは、例の打ちあがりたる心に、華美なる事を願ふなり。さるは清涼殿の御裝飾に仕へ奉る時、これに托して、昇殿せんと望む事頻りなれども、毎度藏人に仰せて、追ひ下さしめ給へりとなり。

近代公事六位無沙汰偏只出納小舎人沙汰也、誠雖爲奉公者、追日潤屋體也、

此の頃公事ある毎に、六位藏人不注意にて、何事にも無沙汰なるからに、出納小舎人等、偏に己等が計らひに任せて處置す。是れ乃ち、潜上なる振舞の多き所以なり。「潤屋體」とは、大學に富潤屋德潤身とあるより、富貴になる事をかく宣へるならむ。

着美服、又望衛府志懸老懸、如殿上判官、尤不似先例、昔多白張裝束也、普通衣冠猶希、况着衛府裝束、近日事也、可止々々、

驕慢のあまりには、身分相應なる衛府志を望み、武官の装ひをなして、冠に「老懸」を付けなぞする體、殿上の判官ともいひつべしとなり。老懸は本字綾なり。糸にて製して、冠の左右に付く。委しき事は、裝束圖解に記したればこゝには略す。「判官」は檢非違使の尉をいふ。衛府の志は、大かた檢非違使の職を兼ねる例なれば然のたまへり。「白張」は、白き布狩衣なり。普通衣冠するだに、希代の例なるに、まして衛府の武官の服裝をなすは、近日の事にて、先蹤なき儀なれば止むべしとなり。



小舎人召加藏人下知、有名簿、歟可勘、御冠師頭仰之、繪所別當召望名簿下繪所、一切皆可准之、小舎人多補史生、

新規小舎人を召加ふるには、藏人之を下知す。其の時「名簿」とて、辭令の如き書付を下すことあるか、先規勘考すべしとなり。御冠師云々は、藏人下知といふに付き、序に記し給ふにて、小舎人には關係なし。主上の御冠を調進するは、藏人頭より御冠師に命せらるるとなり。上の御装束、事の條に、御冠毎月爲納殿沙汰、御冠師献之、藏人盛宮持參とあるを考合すべし。

又「繪所」は西宮抄に書所在式乾門内東腋、御所南、有別當五位藏人預云々とありその別當より望む時も、名簿を下す事あり。此の他皆此の例に准すべし。さて小舎人は多く諸司の史生に轉補するものぞとなり。

(三十二)地下ノ者

地下ノ者とは貴賤に拘らず、昇殿の免許を蒙らざる者の稱なり。昔左大臣在衡公

は、中納言たりし時、はじめて昇殿のさたありし事、上に見えたり。况や四位五位にても、昇殿ゆりぬは、いづれも地下ノ者なり。

有半殿上者、近代不見、公卿侍臣子息、未昇殿之時、密々參御壺別事也、成人者如近衛司雖不昇殿、南殿邊不憚、只不昇殿上計也、不及侍臣假令藏人五位ナドハ、白地不<sup>アカラサマニモ</sup>上御縁、

「半殿上者」とは、侍醫などの、殿上の小板敷に於て、龍顔を拜する類をいふ。公卿子息の中、成人したる者は、近衛の將監將曹の如き、地下人と同じく、昇殿叶はざる事勿論なりと雖も、紫宸殿へは苦しからず。只清涼殿の殿上の間に、昇らざるのみなり。侍臣と申す際ならぬ、假令へば六位、藏人にして、年満ちて其の職を去り、五位に叙爵したる者の如きは、かりそめにも御縁に昇る可からずとなり。六位、藏人の叙爵して、昇殿を止めらるゝ事、既に藏人、事の條に註したり。あはせて見て心得べし。



高倉院御時、仲國夙夜奉公、着衣冠、近日琵琶引孝言如此、是候樂所故也、

「仲國」は宇多源氏にして、正五位、下彈正、大弼たり。高倉天皇の時、嵯峨野に小督、局を尋ね参りたる事、平家物語などに見えたり。昔の仲國、近日琵琶引孝言、并びに衣冠を着して奉仕したりとなり。「樂所」は桂芳坊内にあり。

又侍衛府少々候御壺、及末代可多院御時少々候、當時少々候、陣直由ニテ、衣冠候、雖非強憚不爲吉例、

「侍」とは、瀧口などの類、院は後鳥羽天皇を申す。「陣直由ニテ」とは、殿居なればとて、衣冠の装にて、陣に居る事、よき事ならずとなり。流布本等に、陣座衣冠候とあるは非なり。陣座は、大臣卿相の集會して、政務をさたする所なれば、さる侍、衛府などの、候すべき所ならず。こゝは群書類聚本その他の、陣直由ニテとある方に從ひて、衛府たちが、警衛の陣屋と心得べし。

堀川院御時、樂所者朝夕候、砌管絃御好之時如此恒事也、一向樂時許被召有何事哉、可

然人子ナド内々小冠小童等、不可説裝束中々無沙汰事也、庭上マデハ參、但南殿清涼殿へハ不可參、准上御局於便宜所可有御覽、南庭人前駈侍雜色不入事也、能々可有制止也、

「樂所者」とは管絃を專業とする人。奏樂御好の時は、召して砌に候せしむる事例なり。「砌」とは軒下の登イダミの所にて、勾欄の下なり、奏樂御遊の時に限りて、御前に召すこと、何の故障もあらじとなり。「小冠」とは、階梯に按幼少人加元冠後稱小冠とあり。「小童」は元服以前の童子なり。不可説裝束とは、正服にあらざる衣裳杯をのたまふにや。「不可説」とは、御抄中所々にかゝせ給へる文字なるが、何れも「言語同斷」また「良カラヌ」などの意と見奉らる。童裝束のしどけなきにて参るとも、御構なき由なり。是れ童舞ワラハマヒの爲に参るなるべし。されば下に可有御覽とはかゝせ給へり。「上御局」は主上の内々の御部屋なり。南庭は紫宸殿の前庭を申す。「前駈」は三位以上の人の先乗の供にて「侍雜色」は中間ほどの者、是れらは前庭に入る事制



止すべしとなり。

(三十三) 醫道

醫師とある本もあり。侍醫等に關する作法をかゝせ給へる條なれば、それにも聞こゆ。

侍醫ハニ常近ニ龍顏ニ者也、召ニ小板敷ニ、於ニ殿上ニ倚子ニ奉ニ拜ニ天顏ニ、又召ニ便宜所ニ候ニ簾中ニ取ニ御脉ニ例也、

侍醫は職原抄に、其職此云半昇殿、常候禁中、故稱侍醫也云々、近代四五位任之とあり。「小板敷」に候して、拜診する事、上の朝夕御膳の條にも見えたり。

後冷泉院御時、俊通雅忠類聽、雜袍、着紅梅直衣、近代無子細參御縁邊者也、但不臨殿上方、藏人所如此者、座也、然而藏人所程遠之間、近參也、時成動居渡殿末、與侍臣物語、是過分儀也、

「雜袍」は直衣の事なり。上に既にいへり。「藏人所」は殿上の南小庭を隔て、校書殿

の内にあり。是れ侍醫陰陽師などの、参りて候する所なれども、主上の御座よりは程遠きにより、往々近き邊にも参る事あり。然るに和氣、時成といふ典藥、權、助の如きは、動もすれば、殿上の西、渡殿に居たる事あるは、過分の振舞ぞとなり。

元三之外着衣冠參也、典藥頭侍醫外名譽者別被召、無何末門生等、不可參之、

「元三」は正月元日なり年の元、月の元、日の元なるによりて元三と稱するが本なるを、後には元日より三日迄の事とす。此の日、典藥の官人、屠蘇、白散、度障散などの御藥を奉るにより、束帶して参る。此の外の日には、侍醫等衣冠を着して参内するなり。「典藥頭」は大寶の職員令によれば、諸藥物疾病を療し、及び藥園の事を掌るとありて、從五位下に相當する身分なり。扱典藥侍醫の外、別に高名の醫師を召さるゝ事もあり。又何となき末の門人等は、濫に參殿せしむ可からずとなり。

(三十四) 陰陽道

もとは天文、曆數、五行、占筮の諸術を、教習する業を陰陽道といひ、其の事務



を掌り、其の業を以て公に仕ふる者を管する役所を、陰陽寮といへり。後世此の道衰へて、祈禱禳祭のみを主とする様になりぬ。

大畧同、但普通不參御縁、是束帶參也、近代軒廊外、内々御卜之時、於藏人所或於便宜所、有之、但無殊事之時、不可有御卜在寬平遺誠、

陰陽寮に陰陽博士陰陽師などといふ職あり。其れらが參内の作法、大略侍醫に同じ。而も是れは束帶にて參るなり。「斬廊」は紫宸殿の軒より續ける廊にて、上屋ありて下の土間なる道をいふ。此所にて御卜のあるを「軒廊御卜」といふ。江家次第卷十八に委しけれど、文長ければ引かず。是れは格別の事變ある時に定まれる様なるが、此の外内々御卜を要する折には、藏人所又は便宜の場所に、陰陽師を召して占筮せさせ給ふなり。猶御卜の事は、別に末に記させたまへり。無殊事之時以下の義、寬平遺誠中の御文ならめど、階梯に當時傳本此文无所見と記せり。

行幸反閉之外、時々有身固事、不可爲例、只給御衣可奉仕身固也、

「反閉」は、下學集態藝門に、反閉天子出御之時陰陽家所行也、又謂之禹步也とあり。貞丈雜記に、反配ともかくなり。古代貴人出御の前に、必陰陽師をして反閉を行はしむる事、舊記に見えたり。小笠原長秀記、人の起居の動靜に五字の閉配とてあるべく候。五字といふは、天步博亡烈なり。陰のかよひと申は、右より二足、陽のかよひとは、左よりふむべし。云々と見えたり。されば行幸に先だち、五字を唱へ足踏をして、不祥を壓勝する咒詛なり。元は漢土より移り來たる業にて、澁谷春洞翁の考に、「荀子非相篇に禹跳湯偏と云ふことあり。禹步とは蓋し舞蹈の足節をいふ」といひ、又説文を引いて、同書には範跋とあるを、字音相近きを以て、反閉に書き改め、其の儀も支那にては柏棘等を轢し、險難を凌ぐの意を表せしが、本邦にては、咒文を唱へて舞蹈する事となりしなり。といはれたり。「身固」は階梯に、反閉之略法也とあり。猶御身を禳禱する事なり。「給御衣」云々とは末の御祓の條に、其の作法を記し給へれば、就いて見奉るべし。



凡如陰陽醫道候藏人所也、且元三御藥之時、醫道着藏人所、康保四、陰陽博士道光宗召藏人所、天曆陰陽頭平野茂樹又如此、藏人付簡、

醫陰兩道の人の、藏人所に候する例は、上條に藏人所如此考、座也とも、かゝせ給ひたり。元三御藥も上條にあり。康保天曆は村上帝の年號なり。初參の時いづれも藏人所の簡につくとなり。

(三十五) 凡僧

是れはあながち卑賤の僧にあらず。上の御持僧、其の他家系高き僧正たちに對して、官名なき一般の僧侶をいふ也。

公請不能子細、又御修法伴僧外、宿裝束惣不入禁中、如宿曜師、對面女房之故參局邊、妻戸縁候ナドスルハ別事也、御所不參事也、

「公請」は御修法などの爲に、公儀より召さるゝ事なり。「伴僧」は加持する僧に伴ふ衆僧のこと、宿裝束の略服にても、さる伴僧などならば捨ておき給へど、其の外す

こしよろしき僧たちは、宿裝束にては禁中に入る可からずとなり。

「宿曜師」は、源氏物語などにも見えて、孟津抄に「昔は一つの道なり。廿八宿九曜の行度をもちて、人の運命を考ふる者なり」といひ、廷響録には「道家といふものなり。北斗を祭り祈禱など勤むる者にて、非神道非佛道非陰陽者なり。宿曜師珍賀法橋といふ者に、月、輪殿北斗降臨院といふ額を、書きて給はりたる事、玉海に出でたり。又東鑑に、宿曜師珍譽法師といふ者あり。昔は出家なるにや」と記せり。げにも出家なればこそ、凡僧の條にかゝせ給ひたるなれ。人の運命を考ふるにより、女房たちに請招せられて、其の局に參る事あり。「妻戸」は廂の間の兩の端にある開き戸なり。宮殿圖解に説明しおけり。此のあたり迄は參れども、御殿へは參る事なしとなり。

(三十六) 御匣殿別當

「御匣殿」とは、貞觀殿の別名なり。和名抄に貞觀殿ハ在常寧殿、北謂之御匣殿と



あるにて知るべし。匣は櫛笥にて、櫛を納るゝ器なり。之を置く所なれば、御匣殿とは稱するなり。近藤芳樹翁の説に、その御匣を置くを主として、殿の名にも負せ給へれど、其れのみにはあらず、凡て後宮の御事にかゝる文書の笥等を、皆此所におかると云へり。是は上がりたる世の制なれど、其のなごり當時までも傳はりて、宮人が髪飾り、衣服の裁縫などを、此所にて物せし事と見えたり。さて其の別當といふは、大寶の職員令などには、勿論見えぬ職司にして、中古以來の事なり。西宮記に御櫛笥殿在貞觀殿中、以<sub>レ</sub>上臈女房爲<sub>レ</sub>別當有<sub>レ</sub>女藏人<sub>一</sub>と記せれば、村上天皇の朝のほどに定め置かれしものか。

是非<sub>ハ</sub>女御更衣之儀、只御所中、沙汰人也、上古不絶有<sub>レ</sub>之、内藏寮、外御服裁縫所也、後冷泉院御時頼宗公女候、其後絶無<sub>レ</sub>其人、

「女御、更衣」は、ともに天子の燕寝に侍する婦人の稱なり。そもく大寶の制にては、天子のめし給ふ宮人を妃、夫人、嬪の三級に分ち、妃は二員、四品以上の身分、

夫人は三員、三位以上、嬪は四員、五位以上の定なりしを、中古より改まりて、妃夫人にあたる程なるを女御といひ、嬪にあたる程なるを更衣といへり。女御とは、もと支那にて王の燕寝に御す婦人の稱なる事、周禮天官に見えれば古しといふべし。本朝にては桓武天皇の御世に始めて置かれ、嬪と同様の待遇なりしが、後漸々其の地位向上したる也。更衣は漢書東方朔傳に、私置更衣<sub>一</sub>とある注に、爲<sub>レ</sub>休息更衣之處亦置宮人<sub>一</sub>などあるより出でたる稱なる由、先輩もいへり。

さて非<sub>レ</sub>女御更衣之儀<sub>一</sub>とか、せ給へるゆゑは、一條天皇以後より御匣殿とて猶天子の御侍妾となる者あれば、それとは別にて、此の御匣殿、別當は、當初の制の通り衣服裁縫等の御用を司どる者にて、御侍妾の儀に非ずとの御旨意なり。「上古不絶有<sub>レ</sub>之」とは、村上天皇の頃を申すにか。そのかみは、別當絶えず貞觀殿に候して、其の職を務めし由なり。

(二十七) 尙侍



「尙侍」はナイシノカミと訓むべし。もと内侍司の長官なり。大寶の職員令には、尙侍二人掌供奉常侍奏請宣傳檢校女孀兼知内外命婦朝參及禁内禮式之事」とあり。從三位相當にて、婦人の官にては、最も重きものなりしが、平城天皇の時、尙侍藥子殊寵を蒙りたる事あり。其の後、これも天子の枕席に侍する者の様に定まりしは、榮花物語などを見ても知られたり。それよりは此の内侍司の事務は、典侍の掌る所となりぬ。

是大略可准更衣近代又絶畢

「更衣」は上古の嬪にあたる程のものにて、御侍妾なれば、可准更衣とは記し給へる也但し源平亂以後は是れらも亦絶えぬと見えたり。

(二十八) 典侍

是れは「ナイシノスケ」と訓み、略しては、唯「スケ」と云ふ。内侍司の次官なり。職員令に典侍四人掌同尙侍唯不得奏請宣傳若無尙侍者得奏請宣傳と見えたり

り。始め相當正六位なりしが、大同二年に尙侍を從三位に准せられたれば、典侍も從四位に改まりぬ。

四人也此職尤重爲御乳母之人者諸大夫女聽之只人公卿侍臣女也侍臣女生公達體也大臣子頗無例大臣孫少々有例所謂國信女也只聽色品人不好此職事也候御陪膳着禁色青色赤色尤可恐思事歟

「只人」とは、御乳母たらぬ人の事をいふ。「生公達體」とは眞の公達といはるゝ中に入り難きをいふ。侍臣の女の典侍となるは、男子にていはば、生公達位のほどぞとなり。「國信」は右大臣源顯房公の息にて、坊城中納言と號す、女子三人あり。長女三女の姉妹とも忠通關白の側室となり、次女は清盛相國に候ふ由、今鏡第七武藏野の段に見えたり。此のうち、一人曾て典侍に補せられしなるべし。

「聽色品人」云云とは、大臣の孫女までは、當然禁色を聽さるゝ身分なれば、強ち典侍たらしむ事を望まず、然れども典侍は、御陪膳など仕うまつるに禁色を許されて、



青また赤色の衣を着るなれば、恐こみ思ふべき事ぞとの御旨意なり。  
 「禁色」は上にも所々に畧説したれども、こゝに「青色」「赤色」とのみ註し給へるに就いて、更に其の仔細を述べし。そもく禁色とは至尊服御の色、また高貴の人の位袍の色と同じきを、それ以下の人の着用せんこと、男女の別なく禁制せらるゝ儀にて、奈良朝以前に起原し、嵯峨天皇弘仁六年十月に、褐及び黄櫨色を、婦人の服として着するを禁する旨、日本紀略に見えれば、其のかみ既に、さる制度は定まりけらし。其の後の書どもに散見する所の、禁色のしなを數ふれば、黄丹、支子、青、赤、紫の五色なり。まづ古く褐色を禁せしは、理由を知り難けれど黄櫨クワウロは主上の常の御袍の色、黄丹は皇太子の御服色なり。支子は、それに類似すれば、是れ亦禁せられしなるべし。扱青は主上の御袍に麴塵とて、一に山鳩色とも申すが、青色なれば之を憚り、赤は上皇の御料なればなりけむ。又深紫に至りては、一位の袍の色にして、人臣の最上なれば、是等に類似するは、凡て禁制せられしならむ。

然るに一條天皇の頃よりは、黄櫨黄丹に關する制、をさく書に見えず、只青赤紫の三色を制する文多し。殊に當時禁色といふは、只染色のみならず、織紋をも含めり。其の證は、枕草子めでたきもの條に、「六位の藏人こそめでたけれ。いみじき公達といへども、えしも着給はぬ綾織物を、心にまかせて着たる、青色姿のいとめでたきなり」といひ、紫式部の日記には、「東の對より、まうのぼる人々を見れば、色聽されたるは織物の唐衣、云々又御簾の中を見わたせば、色聽されたる人々は、例の青色赤色のから衣云々」と見え、又雅亮装束抄にも、「上臈女房の色をゆるといふは、青色赤色の織物、から衣、地すりの裳を着るなり。色をゆりぬも、さもある女房は、織物のから衣をゆりて着る、常の事なり」などあるにて、禁色のさだ大やう察すべし。此の御抄にも、かく青色赤色とばかり註し給へるは、婦人は専ら此の二色に限ることにて、且別に御記載の旨はなけれど、禁色を聽さるゝ上は、綾織物を着する事、勿論の儀と心得べし。



白河院、親子能信家者、父親國無下者也、然而爲吉例、後白河院、御時朝子馬助兼永女、是左道、但不補典侍、歟、可勘、保元二年爲從三位、其後劣、定殿上人女歟、又雖非侍臣、知通女、可准侍臣、

「親子」は大舍人頭親國の女にて白河院の時典侍たり。もと御乳母にて、從二位して時めきし事、今鏡第二紅葉の御狩の段に見ゆ。彼の親國は御堂關白の三男能信大納言の家人にして、むげの下官なり。其の女、御乳母たりしなれど、白河院は御代久しく榮えおはしまして、吉例たりき。「家者」とは家司とて、朝廷より附け添へられたる攝關大臣家の、家扶の如きものなり。

さて朝子は後白河院の御乳母たり。彼の少納言通憲入道信西の妻にして、紀伊ノ二位と稱せし人なり。これは吉例としがたし。但し御乳母たりしのみにて、典侍には補せられざりしか。かくて其の後は典侍たる者の身分、次第に劣り、大かた定まりて殿上人の四位ほどの人の女となりぬとなり。「知通」は左馬頭たりしかば、殿上人の

列にも入り難けれど、まづは侍臣にも准すべしとなり。

二條院、御時源光保女爲御乳母爲典侍、院御時高階清章女同之、但是等不慮法、向後定左道人多補之、堀河院御乳母四人、其外不過二三人、近代華族御乳母左道出來歟、中宮御息所舉申有例、

「光保」は檢非違使左衛門ノ大尉從五位下たり。「清章」は皇后宮大進正四位下たりし由、階梯に記せり。「不慮法」とは、意外の例といふ程の意にて、珍らしき事となり。一本不通法とかけるあり。それにて聞こゆ。

堀河院の御時は、御乳母にして典侍たる者を併せて四人なり。其の他の典侍は、二人に過ぎざる筈なり。近代家柄よき家より、御乳母たる者もあり。玉葉に、治承二年二月十日此夜松殿關白ノ室參東宮、云々、執政ノ室爲乳母例古今未嘗有隨時被起始例歟云々と見えたる類是れなり。御乳母などに參るべき身柄ならぬ人なれば、左道出來歟とはかゝせ給へり。「御息所」は東宮の配、また女御更衣等の御子を生み



などしたるを、重んじても稱せし由なり。

(三十九) 掌侍

「掌侍」も大寶以後置かれたる官にして、「ナイシノゼウ」と訓む。内侍司の判官なり。後世單に「内侍」とかける是れなり。始めは從七位に相當せしを、大同年中從五位の官に准せられぬ。

六人正四人權二人權此内以自上古有之一内侍爲勾當、隨補日爲一二也、雖爲先帝内侍當帝時後參爲下薦例也、先帝内侍必一兩人渡、其内劔璽渡時内侍二人直取之只ノ時ハ典侍傳之授次將號送内侍、後代々不入禁中云々、

大寶の制には四人とありて、權典侍といふはなし。權は此の後に置かれしなり。「一内侍」とは、一薦の内侍なり。後世「長橋ノ局」といふ。「勾當」は、猶專當といはんが如し。是れ萬端の事務を取り扱ふ者なり。「隨補日云々」は、年老にはよらず、一日にても早く補せられたるを、一薦とするをいふ。先帝の時の内侍更めて新帝の宮仕

をなす事あり。此の新參とは別にて、先帝の内侍一兩人、新帝へ遺しおかるゝ事例なり。さるは劔璽を新帝へ參らす時、此の内侍たち手づから取りて、近衛、中將たる者に渡さるゝ事、定まれる作法にて、之を送内侍と稱す。さて送内侍だけは、後々も再び歸參して宮仕へせん事叶はざる例なれば、不入禁中云々とはかゝせ給へり。

但近宜秋門院兵衛佐季長彼中宮時候其御方雖非吉例、如此凡非可憚、嘉承久我大臣取劔璽置御帳中、次將取之、彼大臣更非不吉人、勿論歟、

「宜秋門院」は後鳥羽天皇の中宮たり。月、輪攝政兼實公の女なり。「季長」は兼實公の家司なり。階梯に、按兵衛佐者高倉安德之間補内侍歟、後鳥羽院御在位中、宜秋門院中宮、候其御方既是入禁中也とあり。おもふに禁中には入りても、主上の御身近くに仕ふるならで、後宮に候するは、默許し給ふなるべし。

「嘉承」は堀河天皇の時、「久我大臣」は源雅實公なり。あながち送内侍ならでも大臣



の劔璽をとる事、例ありとなり。是れは嘉承二年七月十九日、堀河天皇崩御により、鳥羽新帝の方に、劔璽を渡さるゝ時の事なり。中右記に見えたり。

さて劔璽新帝へ渡る時、之を取り傳ふる送内侍は、再び禁中に入るを忌憚すれども既に久我大臣の、取りて次將に傳へしは、後も引續き禁中に出入し奉仕したりとて、忌み憚るべき事にあらざる由を説き給へるなり。

爲<sup>ナルニ</sup>勾當<sup>ト</sup>先例有沙汰、白河院仰曰、非<sup>ニ</sup>別<sup>ト</sup>宣下、頭承仰仰其人許也、云々、内侍有障之時、用<sup>ニ</sup>代官<sup>ト</sup>流例、其内侍ニ成ヌベキ品中薦<sup>アカラサマニ</sup>白地着内侍装束奉仕其役是例也、延喜十五年御記神今食内侍有障、以命婦爲代、雖無例准他事爲代云々、是根源也

是れより勾當に補せらるゝ手續、並びに其の代理の事につきて宣給へる也。「神今食」はジンゴジキと讀むべく、六月十一日に行はるゝ神事なり。神今食の時に、命婦を内侍の代とせし先例はなけれども、他の公事に准じて、命婦を代官せしめし由、御記載ありとなり。神今食のこと、公事根源にあれど、長文なれば引かず。

禁中殊重職<sup>ニテナルナリ</sup>尤可<sup>テ</sup>選<sup>テ</sup>其器量補<sup>ス</sup>、只<sup>レ</sup>諸大夫公卿女、雖有例非普通事<sup>ニ</sup>、納言孫又同品<sup>シナザマ</sup>様程公卿孫也、又侍臣女也、生公達女、又只<sup>レ</sup>諸大夫女、是殊<sup>ニ</sup>父ナド不<sup>レ</sup>趨<sup>ル</sup>諸家者女也、但<sup>レ</sup>少<sup>シ</sup>々左道人交歟、尤可有<sup>レ</sup>清選事也、雖不<sup>レ</sup>趨<sup>ル</sup>諸家非重代者女、必不可<sup>レ</sup>補<sup>ル</sup>、凡内侍官僧女不<sup>レ</sup>補事也、又其身、人從者不<sup>レ</sup>補<sup>ル</sup>、但<sup>レ</sup>執柄家聽<sup>ハ</sup>之、

是れは内侍の身分の沙汰なり。「諸大夫公卿」とは、もと諸大夫よりなり昇りて、公卿の格にも至りし者をいふ。次の「只<sup>レ</sup>諸大夫」とあるは、四位五位の地下人のことなり。委しくは前條藏人事の中にいへりき。「不<sup>レ</sup>趨<sup>ル</sup>諸家」とは、地下の四五位の者にて、親王公卿の家などに立ち入り、恪勤する者に非ざる家柄をいふなり。「非重代」は、前にも所々にありしが、こゝも新參の者をいふ。

凡そ内侍は、劔璽神鏡に觸れ奉る者なれば、僧の女は補せず、又其の親の、諸家の從者の如きは勿論、其身も他家へ仕へなどしたるは、補せざる例なれども、執柄家に奉公したる者だけは、聽し給ふとなり。



(四十)女房

「女房」とは、宮仕への女中の、各自曹司をあてられて局すみする者の總稱なり。されば女官といふより、重き身分の者にて、前に掲げ給へる尙侍、典侍等も、皆女房の中なり。さて上には、専ら其の職務むきを掲げ、以下には典侍以下上中臈の身分、着服等の制を記し給へる也。

上臈、不謂是非二三位典侍號上臈、着赤青色候御陪膳也、不補此等職聽色大臣女、或大臣孫也、孫猶或不聽或聽之、禁中無小路名、仍雖最上號大納言、上古可然人女皆爲女御更衣、只宮仕華族人不爲最上事、但又有例非恥、

「上臈」と稱するは、種姓の善惡を謂はず、二位または三位の典侍なり。これは青また赤の、謂はゆる禁色の服を着て、陪膳に候するなり。典侍などの職ならで禁色を聽さるゝは、大臣の女、あるは孫女なり。「禁色」の事は、上に委し。扱この禁色を着るものは、典侍ならでも上臈と稱し、三位以上の婦人にても色ゆるされざるは上

臈と稱する事を得ざるなり。

「小路名」とは、春日、姉、小路など町の小路の名を、已が名に呼ぶことなり。女房官品に「一條、二條、三條、近衛、春日、是等は上の名也、大原、京極、是等は中の名也、高倉、四條などは小路の中にも劣りたる也、中臈のなりあがりも、小路の名はつく也」と記せり。此の小路名は、後鳥羽院の時に定められたる由にて、院中には小路名つくる女房あれども、禁中にはあるべからず。最上の身分にても、父の官名をとりて、大納言などといふとぞ。中古の物語に、橘宰相、清少納言などある、みな父の官名をとりたるなり。こゝに上古とのたまふは、一條天皇の前後なり。そのかみは、大臣納言などの女は、皆女御更衣となりて、典侍掌侍など、常の御奉公はよき事とせざる風ありしなり。「華族人」は高家名族の人々をいふ。

新院御時督三位、按察三位、雖爲三位、不入夜御殿、不取劍璽也、是僧女故也、近代三位、濟々、東宮并親王御乳母、又無何院女房等、皆叙三位、力不及事也、仍禁中濟々、又有何事哉、



是近代事也、

「督三位」は、名を時子とて、法勝寺執行能圓か二女なり。階梯に承明門院の事としたるは誤にて、其の妹にあたる。「按察三位」は、又其の妹信子とて、土御門天皇の御乳母なりき。

白河院より此の方、上皇院廳にて政務を知しめす例となり、其の後は、主上唯虚器を擁し給ふに過ぎず、凡て院の御心のまゝにて、百事叡慮に任せ給はぬなり。「力不及事也」は、御歎息の聖旨と推し量り奉らる。院中にてさへ、濫りに三位に叙するが多し。まして禁中に多からむは、何事かはとなり。

先帝ノスケ典侍、當時ノニシテ姿着禁色ヲ參内スルコト可止事也、權中納言ノ狂者ノ頻豫參ス不可レ爲例、建曆左衛門督局親兼依院御許テ着禁色ヲ是過分事也但別儀也、

先帝の時の典侍たりし者、當時の典侍と同様の姿に、禁色を着して參内する事、制止すべしとなり。「權中納言」は、階梯に「親信卿女、後鳥羽院女房、號權中納言局」

此人歟とあり。「狂者」とは、眞の風顛狂氣の者をいふにあらずして、濫りに制を破り、推參などするを罵りて、狂者とはのたまひしなるべし、「豫參」は、召さざるに參るなり。

其後又中宮女房按察雅縁僧正ノ女是又着禁色參ル是別儀歟、但如此事亂政也、但自中宮御方時々參之間、無何非ス可脱ス建曆之比家經卿女不聽之、親兼卿女聽之、是非道甚也、但別儀中々不能ニ子細ニ、

「中宮」は順德天皇の後東一條院と號す。後京極攝政良經公の御女なり。雅縁は興福寺の別當久我内大臣雅通公の男なり。「自中宮御方云々」とは、中宮の御殿に居ては、常に禁色をも着てある者の、時々主上の御方へ參る間、その都度脱ぎ替ふ可きにあらず。よりにて自然と制を破る如くもなれる由なり。「建曆」は此の帝御代のはじめなり。「家經卿」は花山院太政大臣忠雅公の孫にて、家格高し。「親兼卿」は、水無瀬權中納言とて、家柄の劣れるに、是れに聽して彼れに聽さざるは、非道なれども、是



は院の御計らひによれば別の儀なり。とやかくと子細いふべきにあらず。御力及ばせ給はぬ事なるべし。

小上臈 不謂善惡公卿女號小上臈着織物并表着也侍臣女依儀公達女勿論諸大夫公卿孫或爲小上臈或爲中臈也可依父官

公卿の女ならば、是非とも「小上臈」と號す。「織物」とは、紋がらを織り出だしたるものにて、是れまた禁制のうちなり。紫式部日記を引いて上にいへり。「表着は、唐衣の下に着るものなり。委しくは裝束圖解を見よ。こゝは織物の唐衣、并に織物の表着といふことなり。「侍臣女依儀」とは、織物の表着をきることに、時宜によりて聽さるとの意なり。公達といひ諸大夫公卿といふも皆前にありき。

僧女依俗姓假令俗姓生公達者公卿達多爲小上臈近兵衛院御又當時大貳法眼成海女成海坊官法師也成海父生公達也是着織物萬人引比類尤不可爲例右京大夫大納言資賢孫也而父雖爲坊官不着織物依人異事也

僧の女は、父の系圖家柄によるなり。「假令俗姓生公達者」は古本に生公達之公卿とかきつゞけたり。されど共に通じかたし。按ずるに、此の間必ずや落字脱文あるべし。下の「公卿達云々」の文も、昔の例は多く小上臈たり、近くは兵衛といふ女房の如しとの事ならめど、上に落ちたる詞あめれば、能くは解し得ず。

「成海」は仁和寺の坊官なり。階梯に惠命院僧正宣守記を引いて、「坊官自大臣至殿上人子稱之是在家法師也限貴所門跡召仕之」とあり。成海の父は、從四位上少納言皇后宮亮成隆とて、二條關白師通公の孫なり。

「右京大夫」は女房の名なり。資賢は宇多源氏にて、家を綾小路といふとぞ。其の子資時は、後白河院の近習右馬頭右少將たりき。後入道して吉水僧正の坊官たりし由、階梯に見えたり。

中臈 内侍外不着織物類也、是昔號命婦侍臣女已下也、諸大夫良家子、醫陰陽道等、猶號中臈八幡別當女同凡一切者多中臈品也



「中臈女房」の中にて、内侍だけは職の重きにより、織物を着すれども、其の外は叶はず。内侍は、前なる掌侍のことなり。是れはた中臈の身分なるを知るべし。

「昔號命婦云々」は、昔の命婦といひし者、皆中臈の身分ぞとなり。職員令義解に、(中務省の條)婦人帶五位已上云内命婦也、五位已上、妻曰外命婦と謂へり。是れらは皆猶中臈のしな也。

「諸大夫良家」のこと上に在り。醫は當時和氣丹波の兩氏、其の家と定まり、陰陽道は、加茂安倍の兩家なり。職原抄にも見えたり。「八幡」は石清水の別當なり。そこよりも宮仕に出でたるなり。昔小侍従と聞こえしも八幡の別當光清僧都の女なり。

下臈 諸侍賀茂日吉社司等女也、皆稱候名也、不及國名、但其内宿老者、或賀茂祭爲命婦渡後、或國名云々、國名ヲモヨビ、或候名有也、是近代如此、皆下臈藏人也、但近代中臈品、上古藏人多歟、

「侍」とは、大かた六位を帶する者、攝關大臣の家などの家司恪勤の者、北面等はい

ふ。「候名」は、女官の本名にはあらで、禁中に候ふ間の呼び名なり。台記の別記に、久安六年の臺盤所なる日給、簡の圖あり。其の中に「正六位上源朝臣行子少將」「藤原朝臣忠子少納言」「藤原朝臣顯子近江」「藤原朝臣憲子越後」「藤原朝臣兼子佐々禮石」「藤原朝臣知子松加波」などとあり。近江、越後は謂はゆる「國名」にして、佐々禮石、松加波は即ち「候名」なり。

「賀茂祭爲命婦後」とは、下臈の年老いたるが、賀茂祭の時、命婦を勤めてより後、國名を付くとなり。下臈藏人は女藏人にて、衣服などを取扱ふものなり。

「近代中臈品云々」とは、近頃の中臈の中には、昔の藏人程の身分の者も多くまじれりとなり。藏人は下臈女房のする役なり。詮ずる所、近頃は女房の品格、上古よりも下れる由を宣給へるなり。群書本普通本等には、上品藏人とあれど、古校本紀、宗恒校本に、上古とあるに従ひぬ。

凡女房上臈内侍外不入夜御殿朝餉内、只中臈渡朝餉、縁下臈不渡之、下臈不取御服、於



局者着<sup>ニ</sup>紺紫<sup>ハ</sup>小袖紺帷<sup>ノ</sup>事也、錦端<sup>ヘリノムシロハゴザシキ</sup>席御座敷外不用事也、

「紺紫」小袖、紺帷」云々は、部屋に於ては、内々の儀ゆる、黙許し給へども、表向にはならぬ事なり。階梯にも、峯記を引いて、「建曆二年の假名制符に、「一、をととも女もよき紺紫のかたびらを着るべからざる事、一むしろに錦のへりをさすべからざる事」と記せり。此の帝御位の始めに、新制廿一箇條を發布し給ひし時、女官には此の假名制符を出ださせ給ひけん。専ら驕奢を制し給ふ御旨意なれば、こゝにも記し給ひて、後戒としたまひつるなるべし。

(四十二)得選

「得選」は、采女<sup>ウネメ</sup>の上首なり。江次第抄に、得選者御厨子所、女官也、於采女中選其<sup>ニ</sup>人、故得<sup>ニ</sup>其名云々とあるにて、名義も知られたり。

三人也、又髪上采女兼之、近代華族過<sup>グ</sup>法、與女房大略無<sup>キ</sup>差別氣色也、行幸時持<sup>ツ</sup>大袋與<sup>ニ</sup>内侍同車、是不可<sup>レ</sup>然事第一也、但不<sup>ザレ</sup>然者、不可<sup>レ</sup>叶<sup>セ</sup>公平<sup>グヒヤウニ</sup>故無<sup>シ</sup>沙汰也、

「髪上采女」とは、其のかみ典侍内侍など、陪膳その外の御用に、髪上げて仕う奉る事あり。其の折、典侍等の髪を理し、釵子をさす役を、髪上采女といふとぞ。之を得選の中より兼ねる由なり。「華族」は華飾の借字か。驕奢なる事なり。上にもいへり。女房は前にも見えたる如く、上臈より下臈までなり。「得選」はそれらより身分劣る者なるに同格の様に振るまひて、服装作法も、差別なしとなり。

其の一例として掲げ給へるは、行幸の時、大袋を持ちて内侍と同車する事、是れ無作法の第一なり。「大袋」は、錦を以て製す。行幸の時、諸の御調度を入れて持ち行くなり。臣下には、番袋また殿守袋ともいひて、夜具の類を納れても持ち行きたり。其のさま筆の御靈に見えたり。

「公平」は考課令義解に謂背私爲公用心平直とある字面より出でたる語なるが、當時は、唯公儀の御用を勤むる義に用ひしなり。此の一句は、内侍と同車などするは、不都合なる振舞ながら、然せざれば、御用の缺くる故に、深く制し給はぬ由を記し



給へるなり。

凡於車寄ニルコト乘車女房ダニモ近代ノ例也、況得選ヲヤ不可然ナレドモ、行幸ハシリ走内侍同車之時聽之、近代事也、

「車寄」は、今玄關にあたる所をいふ。但し上古、宮廷の中には、車寄とて、定まりたる名稱も場所も見えねば、是は必ず里内裏サトダイリにての沙汰なるべく、其の所も局の妻戸ドの前の、簀子あたりをいふならむ。延喜雜式に、凡乗車輦出ニ入内裏者、妃限曹司夫人及内親王限温明殿後凉殿後など見えたるにても知るべし。「走内侍」は行幸の時御さきに、例の大袋を持ち行きて、待ちうけ奉る役なり。階梯に馳車先ニ行幸到御所、故得其號乎、とあり。

(四十二)采女

「采女ウネメ」は上古よりあり。大寶の制には、宮内省の被官に、采女司ありて、采女に關する事を掌れり。古事記傳に、采女ウネメは主ムネと御饌オモノに奉仕する者にて、頂ウナジヒレに領巾を掛く

る故に云ふ。とあるが如く、もとは御膳奉仕の役なるべし。さて孝徳天皇紀、并に後宮職員令によれば、諸國の郡の少領以上の姉妹、及び子女の、容儀端正なる者を貢せしめしなり。然れども、當時はさる制度の行はれざりし事勿論なり。

陪膳采女ウネメ尤可然事也、近代漸零落無極、尤可有沙汰事也、陪膳采女ウネメ典侍仰之、應和例也、節折藏人依神祇官申内侍宣也、

節會の日、陪膳仕う奉るべき采女は、然るべき人體を選むべき事なり。然るに近代やうく衰へ行くこと極まれりと、歎き給ふは、例の故實の廢れて行はれずなりければなり。應和は村上天皇の朝の號なり。

「節折ヨナヅリ」は、六月十二月の大祓オホハラヒに、竹を以て主上の玉體御手足などにあて、其の長さに折りて、御祓をなすわざなり。委しくは江家次第公事根源にも見ゆ。現今にても式部の掌典、なほ之を奉仕す。「節折藏人」は、階梯に「按中臣氏、女則節折藏人也とあり。神祇官卜定して上申すれば、内侍宣旨を傳へて、其の者に命する由なり。



(四十三)刀自

「刀自」は老母の稱なる由、古よりいひ來たれるに、狩谷掖齋翁の箋注倭名抄には、婦人の家事を幹する者を謂ふにて、老少の別あるに非ずとて、種々證文を擧げられたり。こゝも又然り。なほ職名といふ程にはあらで、采女の中にて雜用に專當する者を稱するなるべし。

刀自ハオモノヤドリ御膳宿、臺所、各別也、唐衣體也、結中ユラ、但近代只衣結中ニヒ着唐衣、是一向御膳役者也、

「御膳宿」は、紫宸殿の西廂に在り、節會の時の御膳所なり。こゝの預役と臺所の刀自とは別なり。「臺所」は御厨子所なり。唐衣は禮裝なること、又その製とも、裝束圖解に記しおけり。「結中」は、帯をする事なり。表着は常に打はふりてあるを、御膳所に入出入する役なれば、表著の上に帯するなり。然るに、近頃は表着を略し小袖に帯して、唐衣ばかりを打ちかくるなり。

(四十四)女官

禁中名目抄に、「ニョウクワン」女公人之惣名也と註せり。珉江入楚には、「女官」に二つの意あり。内侍、命婦、藏人等をニョウクワンと云ひ、以下の下臈をニョウクワンと引いて唱ふべき由を記したり。但しかゝる差別、中古以上にはさたなかりし事なり。

臺所ノニョウクワン女官、御裝束物沙汰、不可ク入供御、但近日兼ヌ刀自、同類諸女官等訴訟之時群參、外無ニ殊事、御湯殿女官奉公物也、無ニ指俸祿、尤無便、他女官等如浮雲歟、

「臺所、女官」といふは、供奉の御物に關涉し、手傳すべからず。但し近頃は、刀自の役をも兼ねて、御膳所の預かりをするなり。「訴訟」とは同役の女官の、位階上げ進め給はんことを申す時、一同打揃ひて願ふなり。「奉公、物」は、公儀の御用に勤しむ者といふ義なり。公物を奉ずと讀むは非なり。唯御奉公のみして、指したる俸祿のなきは、惘然の至りなり。これに比べて、他の女官は祿多く俸厚しとなり。浮雲は富裕なるをいふ。



(四十五)主殿司

禁中名目抄に、主殿寮女官歟とあり。後宮職員令に「殿司」とてある、女子の役人を云ふ。集解朱云に、殿司與男官共預知耳、とある如く、男女共同にて御用を勸むるなり。

六人<sup>ナリ</sup>近代十二人、華族幽玄送日添<sup>ソフ</sup>時<sup>ニ</sup>今不<sup>ハ</sup>取侍臣<sup>ノ</sup>脱沓裏無<sup>クウラナシテ</sup>候<sup>ハ</sup>殿上沓脱<sup>ノ</sup>不入<sup>レ</sup>御殿<sup>ニ</sup>而<sup>シテ</sup>動臨<sup>ヤ、モスレバ</sup>除目申文選定時<sup>ノ</sup>進<sup>ニ</sup>廣廂<sup>ニ</sup>不可<sup>レ</sup>說事歟、申文選定時<sup>ノ</sup>藏人一人留<sup>ル</sup>殿上<sup>ニ</sup>此<sup>レ</sup>藏人申文ナドハ傳<sup>ル</sup>貫首例也、近日藏人不知<sup>ル</sup>子細、如此不可<sup>レ</sup>說、主殿司美<sup>ハ</sup>麗姿也、公人内可<sup>レ</sup>稱神妙之職、「六人」とは、後宮職員令殿司の條に、女孀六人とあれば、是れ昔の制なるべし、華族は例の花奢にして、幽玄云々とは優美に奥ゆかしげなる體、日に添ひて進むをいふ。「裏無」は裏皮のなき草履の類、藺<sup>チシキレ</sup>尻切の事なり。昔は侍臣のはき物類をもとり、又殿上に入る事などはなかりしに、漸々打ちあがりて、除目申文選定の時などは、廣廂まで參る事あり。元來此の時は、六位、藏人一人殿上に留まり居て、他よりもて

參る申文を自身受け取り、直接藏人頭に傳ふる例なるに、近頃は藏人、故實不案内なるより、殿司に取次をなさしむるなり。然<sup>サ</sup>るからに、殿上より廣廂の邊まで參る如き、言語道斷の作法あるなり。

總じて當時の主殿司は、女奉公人中、よき役柄と見えたり。是は今に始まりたる事ならず。枕草子にも「とのもり司こそなほをかしき者はあれ。しも女のきは、さばかり羨ましき者はなし。よき人にせさせまほしきわざなり。若くて形よく、なりなど常によくてあらむは、ましてよからむかし。云々」といへり。かゝれば、遂に花美にも流れけんかし。

(四十六)女孀

この條は、前の殿司の女孀と、掃部の女孀とを合せて、其の作法等に、左道ある事をかゝせ給へるか。按ずるに、當時は殿司掃司などの職掌混同して、差別なかりしならむ。



近代不着<sup>キヌラ</sup>衣、只小袖唐衣也、以左道姿御殿、御調度觸<sup>ニ</sup>手、上下格子奉仕、是藏人等如在不當故也、

「衣」とは五つ衣のこと。「上下格子」は御格子の上げおろしなり。上の「日没以後事」とある中に、「清涼殿已下、格子、藏人奉仕之近代女嬬等候之云々」とある是れなり。是れ畢竟藏人の不法なる故となり。「如在」は物を等閑疎略にすること。

御所中掃除指油等役、女嬬所知也、近代様不可説、動失禁中禮、占便所爲家、是寛平遺誠、其一也、尤可止可止、

上古の制、掃除は掃司の役、指油は殿司の役なり。當時さる差別もなく、一つ司にて奉仕せしなるべし。「占便所爲家」云々とは、「階梯に引ける寛平遺誠の文に「中、重北面、廊采女女嬬等各爲曹司、居住如家、代々常有出火之畏、雖然遂不得追却云々とあるをさし給へるなり。」

禁抄秘講義 中終



